

平成19年9月23日(日)午前9時開議

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	若園五朗
3番	浅野楔雄	4番	堀武
5番	吉村武弘	6番	小川勝範
7番	藤橋礼治	8番	熊谷祐子
9番	山田隆義	10番	広瀬時男
11番	小寺徹	12番	松野藤四郎
13番	山本訓男	14番	桜木ゆう子
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	広瀬捨男

本日の会議に欠席した議員(なし)

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀孝正	教育長 職務代理者	福野正
市長公室長	広瀬幸四郎	総務部長	新田年一
市民部長	青木輝夫	都市整備部長	松尾治幸
調整監	後藤仲夫	水道部長	河合信
会計管理者	奥田尚道		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	棚瀬敦夫
書記	古田啓之		

開議の宣告

議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しております。

会議を開会する前に、一言申し上げます。

去る9月4日、平成19年第3回瑞穂市議会定例会を開会するに当たりまして、9月23日の日曜日（秋分の日）と24日の月曜日（振替休日）に一般質問を実施することに全会一致で決定されました。これは、住民に身近な市議会に向けた議会活性化策として開催することになったものでございます。

本日、この会議に朝早くから傍聴にお越しをいただき、皆様方に心からお礼を申し上げます。

傍聴にお越しいただいた皆様方には、受付でお渡ししました傍聴人心得をよく読んでいただきまして、円滑な議会運営に協力をいただきたいと思います。特に議場内では、ビデオ、カメラ、録音機、携帯電話の使用をお断りしております。携帯電話をお持ちの方には、電源をお切りいただくか、マナーモードにさせていただくようお願いをいたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 一般質問

議長（藤橋礼治君） 日程第1、一般質問を行います。

会派代表質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

改革、熊谷祐子君の発言を許します。

熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） おはようございます。議席番号8番、会派改革の熊谷祐子です。

本日は会派の代表として一般質問することになり、順番として、トップということになりました。傍聴席の皆様におかれましては、朝早くより瑞穂市議会にお出かけいただきまして、ありがとうございます。

私は、議員になる前、よく傍聴に来ましたが、そのときは1人とか2人でしたが、だんだんふえてきてまして、大変うれしく思っております。

では、通告どおり3点について、執行部の政策の姿勢をただしていきたいと思っております。

まず第1点目でございますが、ダイヤモンドシティ進出と取りつけ道路新設についてでございます。持ち時間のほとんどはこれに費やしたいと思っております。

この件に関しましては、広報「みずほ」、その他で市民の皆様幅広く知らされたことはございません。昨年度中に一部の議員がこの議場の一般質問で取り上げましたときに、前市長が、

国道21号線岐大バイパスの穂積大橋のたもとの名古屋紡績跡地に大型ショッピングセンターの進出希望の話があると初めて明らかにされました。その後、6月議会でこの進出にかかる取りつけ道路の議案が担当課から用意されましたが、6月1日から任期になられました堀市長が、自分のマニフェストに基づいて、企画段階から市民と協働のまちづくりをしたいので、議案に上げる前にまず市民に説明し、意見を聞いてから議案に上げたいと話されまして、議案に取り上げられなかったという経過がまずございます。

そこで、この大型ショッピングセンターの瑞穂市への進出問題は瑞穂市の今後のまちづくりの方向にかかわる大変大きな問題だと思われまますので、今後どのように瑞穂市として対応していくのか、以下5点につきまして、ずうっとかかわってこられました担当課からまずお返事をいただき、最後に堀市長の見解を伺うという順番で一般質問をしたいと思っております。

まず1点目でございますが、この大型ショッピングセンター進出に係る前政権からの経過を執行部にお聞きしたいと思います。

以下、質問席に移らせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 後藤調整監。

調整監（後藤仲夫君） ダイヤモンドシティ進出と取りつけ道路新設についての御質問についてお答えします。

前政権からの経過についてお答えします。

平成18年2月23日に、前市長のところへダイヤモンドシティの社長ほか2名、名古屋紡績の社長ほか1名が来庁し、名古屋紡績工場跡地の開発についてコンペした結果、ダイヤモンドシティに決定したという報告がありました。

18年3月1日に、巢南庁舎にダイヤモンドシティの開発課長さんがおいでになりまして、企業の概要説明を受けました。

18年3月17日に、巢南庁舎でダイヤモンドシティの方から進入路の説明を受けました。その内容は、名古屋紡績の工場跡地内で開発するというので、出入り口を西側の県道で1ヵ所、それから国道側で1ヵ所、それから市道側で3ヵ所つくるというものでした。

それを受けて、18年3月23日、県庁の都市政策課に赴き、準工業地域での大規模集客施設が可能かどうか相談に行きました。

それと、先ほどお話のあったように、3月議会で市長から進出の発言もありました。

18年6月29日に巢南庁舎で行政だけの打ち合わせ会議を実施しました。国道事務所、岐阜土木、北方署、それから市、主に一番重要な道路についての協議を行いました。結果として、国道・県道とも重要路線であり、交通計画を再考すること。ダイヤモンドシティは各協議者と再度協議を重ね、また再度合同会議を実施することというのが主なものでした。

続いて、18年8月17日に巢南庁舎で、今度はダイヤモンドシティを入れて、岐阜土木、市、

県警、今回は国道事務所は参加しませんでした。そのとき、前回の会議で再度検討するというものでありましたので、開発者の方からいろんな案が出てまいりました。また、3月に交通量調査を実施した。その解析した結果もあわせて説明がありました。会議の結果としては、3月の交通量調査は、交通量の少ない時期でもあると。また、大店法審議会では交通処理についてもっと厳しい意見が出ると。今回、国道事務所が参加しておりませんでしたので、国道の意見が非常に重要ではないかという意見も出ました。

18年11月29日に警察と市で打ち合わせをしました。前回の会議で、警察の方から渋滞に対して懸念が出ましたので、開発者の方で見直し計画がありまして、それについて説明をいたしました。国道、それから県道ともに解決する問題が多いと。交通の流れは一カ所でも渋滞すると他に影響が広がると。それから、適正な交通誘導を十分検討する必要があるのではないかという話し合いになりました。

18年12月1日に、再度、警察本部と市で打ち合わせをしました。そのときは、道路構造令上問題はないけれども、緊急対策時の検討等、問題が指摘されました。

開発者の方で18年11月26日、28日に交通量調査を行い、その後、交通解析を実施してきました。ことしに入り、19年4月に交通解析が出たため、その結果を市の方にダイヤモンドシティが持参されました。その後、その結果を持って国道事務所と打ち合わせをし、国道の交通量調査のデータや国道の交通量の将来予測を盛り込んだ渋滞分析を開発者の方で行い、おおむね国道事務所の了解を得ることができました。

19年5月22日に、産業建設常任協議会において、現在協議中ではあるけれども、進入路計画をこのような状態で進めていますということで、鳥瞰図と計画平面図を示しました。

19年6月7日に、国道事務所に道路新設に伴う取りつけ道路計画書を提出しました。

それから19年6月8日に、開発者と行政側、一緒になって合同調整会議を実施しました。出席者は国道事務所、土木事務所、警察、ダイヤモンドシティ、市です。ダイヤモンドシティより進入路計画が示され、おおむね進入路計画について会議で了承がされました。今後は、大店法の事前協議提出に向けて、ダイヤモンドシティが個別にそれぞれの管理者と交渉することになりました。

6月20日に、6月7日に国道事務所に出しておりました計画協議書について回答が来ました。それから7月22日に、地権者説明会を総合センターで開催しました。

8月2日に、多利自治会の説明会を多利公民館で開催しました。

それから、8月21日にダイヤモンドシティは合併し、イオンモールに社名が変わりました。

以上、簡単ですが、御質問の前政権からの経過です。

〔 8 番 議 員 挙 手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 大変驚きますが、18年の2月にイオンモール —— そのときはダイヤモンドシティだったのかもしれませんが —— から申し入れがあって1年半たっていますが、その間、議員にも、一部議員は知っていたんだと思いますが、議会にもと言い直します。議会にももちろん市民にも何の説明もなかったわけです。6月議会でこれが担当課から議案として出されるときの資料は一切示されませんでした。示されないままに、私たちは20億円道路の議決を求められていたということを初めて知りました。

今の話の中で、大変不思議なのは市としての姿勢が全く出てきませんでしたね。大型ショッピングセンターとか、名古屋紡績とか、警察関係とか、国道事務所とか、そういうところのような話し合いをしたということだけが出てきますが、そもそも18年2月1日にその話があったからうっと、市としての —— つまりそのときのトップは前市長なわけですが —— 姿勢は、どのような姿勢でその話し合いを1年半進めてこられたのか、ちょっとお聞きいたします。お願いします。

議長（藤橋礼治君） 後藤調整監。

調整監（後藤仲夫君） 市長、市の方針として、議会でも市長は答弁していますように、市に財政的に有利だということと、それから雇用の機会がふえるということで、市としても応援をするという姿勢でまいりました。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 市としては、トップが、財政的に有利ということと、雇用に有利という御判断で、お一人でゴーサインを出されたということによろしゅうございますね。

議長（藤橋礼治君） 後藤調整監。

調整監（後藤仲夫君） こういうような開発計画が開発者から出てきましたので、それを市長にも上げ、市長からも、逆にこういうのがあるからという話が来ましたので、その都度、市長と相談してやってきましたので、一人で決めたということではございません。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） そうしますと、市長一人ではなく、担当課と関係者と市長の間で決められたと。つまり一部議員を除いて、議会と市民には相談なくというか、説明なくということだけ確認させていただきます。

次に、第2点目でございますが、そもそもこの大型ショッピングセンターは、土地は依然として名古屋紡績のもので、土地を貸すという形で、共同経営なのかどうか伺ってありませんが、何しろ土地を貸すということで話が進んでいたと伺っております。ここに「穂積町半世紀の移り変わり」という本がございますが、これを見ますと、年表のごく最初に、昭和31年、51年前、

本当に半世紀前ですが、1月6日の臨時議会でこの名古屋紡績の工場誘致が決まったということが出ております。このときの議事録、契約書に基づきまして御説明いただきたいのですが、名古屋紡績の誘致でどのような条件でこの土地が、当時は町でございますが、町から名古屋紡績に移ったのか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 後藤調整監。

調整監（後藤仲夫君） 31年1月6日の議事録の報告書によりますと、先ほど議員がおっしゃられたように、31年12月28日付の契約書を締結しております。それが条件書かどうかちょっとわかりませんが、その中には、第2条に無償で提供するよというところと、それから、第2条の第5に、昭和31年12月31日までに4万鍾の工場建設を完了せざるとき及び契約の日より20ヵ年以内に工場閉鎖、またはこれに準ずる事態に立ちいったとき（天災事変による場合を除く）は、甲（この場合は穂積町）が提供した土地を無償で穂積町に返還すると。ただし、返還に要する一切の経費は名古屋紡績の負担とするという内容の契約書を結んでおります。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 3万坪が全く無償で譲渡されたということでございますね。20年以内に閉鎖の場合はまた無料で返すということでございますが、もう50年たっているわけですから、これはもう名古屋紡績のものであるということが確認できたと思います。

あと、税金関係と、今回敷地の提供を行うのに必要な手続、そういうことは何か約束がありますでしょうか。税金関係と土地の手続のことです。

議長（藤橋礼治君） 後藤調整監。

調整監（後藤仲夫君） 当時、名古屋紡績が進出するに当たっての税金についての内容はありますが、今回のダイヤモンドシティの話は、当然50年前ですのでないんですが、以上です。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） なぜ答弁なさないのかわかりませんが、当時の契約書を持っております。これによりますと、税金は3年間は固定資産税も含めて無税にしてあります。また、敷地の提供を行うに必要な手続は全部当時の穂積町がやるということになっておりますね。これを確認させていただきます。

つまり、今、2点質問させていただきましたが、50年前、大変企業に穂積町は優しくかった。ただ、これは戦後でございますので、戦後10年目ですか、私が10歳のときですけど、その後、高度経済成長期に入るわけですから、日本じゅう企業誘致、日本は工業化に向けて走っていたわけですから、そういう事情があった、時代背景があったということは理解できます。ただ、結論として、大変日本は企業に優しい政策をとってまいりました。その一環であったと理解で

きると思います。

あと、きのう、身障者の運動会がございまして、同時に穂積小の運動会もありまして、行ったり来たり2往復いたしました。そこで初めてお会いするような方たちに名紡の進出をどう思いますかということをお聞きしてみました。そうしたら、どなたもございまして、割と否定的だったんですが、その中で、へえっと思うようなことをお聞きしました。これは今まで聞いていたんですが、改めて確認できたわけですが、あまり賛成ではないという口調の中で、名紡の建設時に、長良川、天王川、長良川でしょうか、土手を低くしたと。町が切ってしまったと。あれから穂積町は洪水が頻繁になって、それまでは明治とかにはあったけれど、なかったと。だから、私は移ってきてから、穂積町というのは低いから洪水が多いとこだと聞いていたんですが、非常に人為的な洪水があったということ、もう70歳以上の方がお2人、口をそろえておっしゃいました。穂積地区の方でございました。これは、元町長の松野文司さんという方がお書きになった「ふるさと穂積に生きた人々の記録——穂積町の治水」というところにもはっきり書かれていると先輩議員にお聞きいたしました。結果的にそういう被害をもたらすような工場誘致にしてある。ツケがあったということを確認させていただきます。

それから三つ目でございますが、さっきの経過によりますと、結局立地条件が非常に悪いところなわけですね。南にすぐ国道21号線があって、東にすぐに長良川、天王川の土手がある。このために国道は渋滞を大変懸念して何度も話し合いが行われたとありますが、最終的にこの取りつけ道路に係る事前協議の内容を国道事務所からどのような条件を示されているか、これをお聞かせください。

議長（藤橋礼治君） 後藤調整監。

調整監（後藤仲夫君） 取りつけ道路についての事前協議ですが、国道事務所に6月7日付で道路新設に伴う取りつけ道路計画書を提出しております。内容としては、国道を西進してきた車両が堤防の方へ出てくる、ランプと通称呼んでいますが、そこで一たん左折した後に、右折しながら、国道の上空を通して名古屋紡績の跡地へ進入するという道路計画でございます。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 間違えて受け取られたのか、故意に御答弁いただけないのか、よくわかりませんが、取りつけ道路に係る事前協議の内容というのが何点かございますね。つまり費用は全部市が持つことと。最初、私たち議員には十七、八億円という説明がございましたが、住民説明会では20億円という説明でございましたが、この道路の計画に関する費用はすべて貴職、瑞穂市の負担とすること。

それから、関係機関との協議は瑞穂市が行うこと。

三つ目、設計施工協議は、別途瑞穂市が岐阜国道事務所で行うこと。

四つ目、21号線は行く行く高架式になることが計画されておりますので、このときにはちゃんと瑞穂市が協力をすること。協力の中身が何にもありませんが、協力をすることというような、つまり一番大きいのは、瑞穂市が全部お金を出し、お金を出してではありません。お金は業者が出すんですが、お金を出して、つくった後に、瑞穂市の道路として、瑞穂市のお金で道路のある限りは管理しなければいけないということでございますね。これが一番大きい、市道としなさいというのが条件だとありますが、20億円道路の。なぜ、こういうふうに市道としなければいけないのかと。ということは、この協議書の最初のところに、以下の条件を瑞穂市がのむならば許可しますというただし書きが初めにありますね。つまり瑞穂市がそれだけ負担するならいいよという言い方ですね。これも、私たち、6月議会に何の資料もありません。もちろん市民に公表もされていないわけですね。ということを確認させていただきます。

4点目、新しい市長の方針で、地権者、住民説明会が、少ない数かもしれませんが2回行われたわけです。これは瑞穂市にとりましては画期的なことだったと思います。もし市長がかわっていなければ、6月議会で多数決で当然20億円道路は市道にするという認定が可決されていたであろうと思われます。市民に説明がなく、さっき言われました二つの資料も示されることなくですが、とにかく地権者、住民説明会で説明があった、意見を聞くという姿勢が市にあったというのは、瑞穂市にとっては画期的なことだったと思いますが、この二つで出された市民の考え、意見についてお聞きしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 後藤調整監。

調整監（後藤仲夫君） 地権者説明会、それから住民説明会で市民から出た意見をお答えします。

7月22日、地権者説明会を総合センターで行いました。いろんな意見が出ましたが、主な意見をまとめると、市が説明するのはおかしいではないか。それから、市道整備の開発のための整備に見える。大規模店舗ができる根拠はどこにあるのか。それから、高架の市道で、高架というのは国道の上を渡るんですが、高架の市道で渋滞は解消できるのか。それから、21号が将来高架計画があると聞いているが、その場合どうなるのか。それから、国道、県道、河川敷及び名古屋紡績跡地に未処理の土地がある。どのように解決するのかというような強い反対意見があり、当初、ダイヤモンドシティの店舗説明も入る予定でしたが、それに入ることができませんでした。

次に、8月2日に多利の自治会に説明会を行いました。参加者は41名でありました。ダイヤモンドシティが図面を見せて、概要説明をしました。主な意見は、天王川沿いの市道は散歩もできるように。それから、名古屋紡績北側の市道については歩道を設置してほしい。それから、店舗の設計はできているのか。オープンはいつするのか。それから、スケジュールを示せ。次に電波障害とか日照権を懸念する声もありました。あと、営業時間の質問もありました。また、

前野橋から進入しないようにとか、桜は残してくださいとか、名古屋紡績のことはいいけれども、周りの土地の整備が大切ではないかとか、中には、店ができて非常に便利になると。総体的に私が感じたのは、地元の意見を十分取り入れて、計画が決まってから説明するんじゃなくて、計画が決まる前に説明をしてほしいということで、まだ何も計画が決まっていないので、またその時期になったら説明をしますということで終わりました。以上です。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8 番（熊谷祐子君） 私は両方とも傍聴をお願いしたんですが、地権者会議は傍聴が許可されませんでした。多利の方は傍聴させていただきました。多利自治会長さんの許可を得ました。地権者会議も大変暑い日で、ドアがあいていましたので、そこのドアのこっち側でイスを用意して聞いてもいいという状態でお聞きしましたが、両方とも、今の御答弁のとおりなかなか厳しい御意見でございました。私は、本当に情報が少ない中で、市民の方は健全な、その場で説明を受けただけであれだけの、いわば突っ込みが入られるものかと大変感心させられましたが、今の御答弁にありましたとおり、一番大きい指摘は、そもそもダイヤモンドシティは市が誘致したものなんですかというのがありましたね。違いますというふうに答弁しますと、じゃあなぜ市道だけ市はそんなに熱心なのですかと、非常に鋭い指摘だと思います。それから、設計図というか、絵図ですね、そういうのが示されますと、両方の会場ともむちゃくちゃなつなぎ方だと。これはある人が指摘しますと、笑いがこぼれるぐらい、あきれていましたね、両方の会場とも。つまり名紡の西と東に10メートル道路をつけると。これは名紡の敷地内につけるわけですが、市道に認定するわけですね。ところが、名紡の北側に今ある道路は全部今のままなんですね。10メートル道路をそこに接続するという計画で、当然そっちへ出ていく車もあるだろうし、岐阜市の北や本巣の北の人たちは多利の方の道を通って入ってくるだろうという懸念をもちろんだ元の人を持つわけで、その10メートル道路を今の細い道、つまりこの細い道は地元の方が広げてくれと何年来要望を出しているにもかかわらず広げられてこなかった土地なんだそうです。ここをそのままにしておいて、大型ショッピングセンターのために10メートル道路をつくって、21号線からその道路を通って入って、その道路からなるべく出ていただくようにいたしますという説明でございましたが、規制はもちろんできないわけで、多利の方たち、地元の方たちは、つなぎ方がむちゃくちゃだよと。多利地区が渋滞するに決まっているじゃないかと。100年、200年先を考えて、ちゃんとやってくれという厳しい御意見もございました。つまり、ただいまの御答弁にありましたように、詳しい資料がないにもかかわらず、市民の方々の御意見は本質的なところをよく見抜かれたなと私は思うような質問でした。

ただ、後から多利地区の方に聞きましたら、割と細かいことをやっぱり生活者というのは出すのねと言いましたら、そもそも市民に説明なんてされたことはない。意見を求められたこ

とは今までなかったと。だから、ほとんど多利の人は、自分が話す人たちはもう決まっていることやと。それをパフォーマンスで意見を聞いているだけやと。だから、どうせ意見を言ってもだめなら、条件を示して、せめてこうしてくれとって細かいことをみんな出したんですよというのを聞いて、今までそういう市、町だったわけですから、市民の人はそういう状態になれてしまっているんだなあという感慨を持ちました。で、そうじゃないと。今から決まることだということを申し上げましたが、そういうふうになっているのにあれだけの意見を出されたということは、なかなかすごいことだったと思います。

5点目でございますが、1年半かけて執行部、都市整備部、それから調整監は4月から新しくかわりましたが、つまりこの事業について担当しました執行部の方々の議会と市民に対する基本的な姿勢をただしたいと思います。

まず1点でございますが、6月議会前、この議案に関しましての資料の説明では、改正都市計画法が11月30日、全面施行になるので、どうしても6月議会を通してもらわなければ間に合わないという説明がございました。しかし、後から調べてみますと、このまちづくり三法の中の改正都市計画法で名紡の土地、準工業地帯は新たな改正都市計画法でも規制に入っていないことは判明しております。それを指摘しますと、次の理由を言われました。都市計画における広域調整手続との関係で急ぎましたと。最初に「広域調整手続」という言葉も言われませんでしたので、県庁の都市政策課に聞いてみました。そうしたら、それは広域調整手続のことですねと。このとおり言われました。「それは初耳ですね」と。それというのは、瑞穂市が広域調整手続との関係で急がなければならないと考えているというのは初耳ですね。「瑞穂市がどういう意図でそう話されるのかわかりませんが、瑞穂市の予定地については、準工業地帯だということは県も承知していますが、県がどうということではありません」とその課からはっきりお返事をいただいております。

それでまた、担当課の方に電話をいたしまして、県はこう言っていると。多利の説明会で、市民から、いつまでにこれをやらなければならないということはあるんですかという質問が来ましたね。そうしたら、まちづくり三法のこともあります。今回は関係ありませんと、そこで初めて市民には関係ありませんと言われたわけですね。福富課長が、「関係ありませんが、早くやりたいと思っています」というふうに説明なさいました。私が、なぜ市の一職員でしかないあなたが、市民の前で早くやりたいというふうに説明するわけですかというふうにお聞きしましたら、担当課の課長は、「市長にダイヤモンドシティの進出に関してはできるだけ協力するように言われていましたので」と。思わず耳を疑いまして、「市長ってだれのこと」と言いましたら、「松野市長です」と言われましたね。これが8月17日のことです。本当に驚きました。「今の市長はどなたですか」とお聞きして、「今の市長は、住民の声を聞いて、説明をして、それからやりたいと言っているんじゃないですか」と言ったら、「はい」というお返事

でございました。

つまり、以上五つ、担当課にお聞きしてきましたが、戦後50年間ずっと瑞穂市は企業に大変優しい、もちろんこれにかかわる会社関係すべてですが、大変企業に優しいまちづくりをしてきました。最初に述べましたように、戦後はそれでよかったというか、悪かったとも言えないと思いますが、その方法で突っ走ってきたことは認めざるを得ない部分もありますが、50年後の今日、同じやり方でよろしいのでしょうかと申し上げたいわけです。

きょうは自民党総裁の選挙があるそうですが、マスコミでは元首相の孫と子供の戦いであるというふうに言われています。究極の世襲政治が今舞台にのっていると。これは本当に瑞穂市がいち早くそれを脱したわけですね。56年にわたる世襲政治から脱しました。今、国も瑞穂市も、遅まきながらではございますが非常に新しい方向に行こうとしています。ダイヤモンドシティ進出の計画は、今後、国もでございますが、とりあえず、とにかく瑞穂市がどういうまちづくりをしていくのか。企業のためのまちづくりをするか、本当に市民の側に立ったまちづくりをするかの選択にかかわる問題だという認識できょうは質問をさせていただきましたが、市議会が「ガバナンス」という本をとっています。素人の私にも興味深く読めるような本でございますが、21世紀の地方自治をつくる総合情報誌の月刊誌です。本年の5月号に非常にタイムリーな特集がありまして、自治体の政権交代と職員という特集が組んであります。この中で、東京市政調査会理事長の西尾勝氏が、「もう今はマニフェスト選挙になった」と。このマニフェストを掲げた首長が当選した場合は、自治体職員はそれまでの総合計画やプロジェクトを見直す必要に迫られると。つまり職員は、当然これからは意識を切りかえなければならない。職員主導の行政というのは、もうこれからは変わらなければならないというふうに述べています。もう一人、中央大学教授の佐々木信夫氏は、同じことですが、総合計画を初め、行政の継続性よりも選挙での政策選択が重視される時代になったと。政治主導というのは、換言すれば住民主導の行政になってきたと。職員は新たな政治が決めたことをしっかり受けとめなければならないと、このように言っております。

これは、たびたび私が借りようとすると、「ないない」と。職員の方が随分読まれていたようで、職員の方も勉強なさっているんだなと思いますが、最後に、50年前の名紡の誘致と、今度のダイヤモンドシティに係る担当課の姿勢、依然として50年前と変わらない企業に優しい姿勢。しかし、この本に書かれているように、これからは行政職員はもう変わらなければならないと。しかるに、8月17日に、松野市長のお考えですとあって、まだそのような説明をしている。このことにつきまして、今後どのように考えられるか、お聞きしたいと思います。

もう1点、税収が4億円、ダイヤモンドシティから入ると。雇用のことも言われましたが、雇用は瑞穂市優先ではないんではないでしょうか。名紡のときには穂積町優先というのがありますね。町民が優先というのがありますが、4億円と雇用、これがちゃんと契約とか覚書にな

っているのか。つまり4億円の保証がどういうふうにされているのか。それから、瑞穂市の方が雇用されるという保証があるのかということと、さっき申し上げましたように、50年前と同じことを今後もなさっていくのか。変わらなければいけないのではないかという2点について、お答えいただきます。お願いします。

議長（藤橋礼治君） 後藤調整監。

調整監（後藤仲夫君） 説明いたします。

前市長も今の市長も、一番最初に説明しましたように財政優位であり、雇用増大に寄与できるのであれば協力しようというのは一緒だと思っております。

それから、企業に優しいのではなくて、企業を立地することによって、先ほども言いましたように財政とか、地元で雇用を増大できるということですので、企業に優しいとか、そういう意味ではございません。

それから、11月30日にこだわった理由ですが、都市計画法の改正が行われるということで、11月30日以降に都市の秩序ある整備を図るために大規模集客施設の立地に関して広域調整がされるよという説明がありました。大規模施設の立地が周辺に非常に影響があるんで、周辺の市町村の意見を県の方で聴取されると。そういうことになると、意見が出てくるのに時間がかかるだろうから、11月30日までにやりたいなというのが、今となっては勘違いですが、その当時、私たちも思っておりました。これを先取りするような格好で、山梨県の昭和町というところがあるんですが、甲府市の隣町ですが、ダイヤモンドシティが開発しようとしたときに、18年5月に県の方から内容を再検討するようにと。これが現在の11月30日以降の広域調整を先取りするような形で出ましたので、岐阜県でもそんなことがされるんじゃないかというのを心配しておりましたけれども、結果的に9月14日に、広域調整に対するガイドラインというのが出まして、なぜ出たかという、そういうような間違いがいっぱいありましたので、かなり説明会のときには秩序のある整備ということで広域調整がかかるんだという説明があって、勘違いしていました。

それともう1点、そのまちづくり三法の改正で中心市街地活性化法というのも改正になったわけですが、このとき、先ほど議員が言われたように準工業地域はできるということなんですけれども、その中で、準工業地域を特別用途地域に指定して大規模集客施設を規制しようというのがその中にありまして、たまたま岐阜市がこの中心市街地活性化法で国の支援を受けてやろうとした場合に、岐阜都市計画区域内のすべての準工業地域を規制する必要があるというような説明も当時ありましたが、最近の新聞、8月30日の新聞にも出ていましたが、岐阜市内の準工業地域だけ特別用途地域として規制するということにもなりましたので、その懸念も払拭されました。

それと、県の方の都市政策課が全く知らないというのは、どなたに聞かれたのかわかりませ

んけれども、私たちも電話等で去年からやっておりますので、そういうことはないと思います。

それと、雇用とか税収ですが、今のところ、ダイヤモンドシティとは何ら協定も結んでおりません。ただ、先ほども言いましたように、雇用とか税収、どんなものあるんだという説明を相手側から受ける段階で、約4億円とか、ダイヤモンドシティは2,000人から3,000人、まだ全く決定しておりませんので、そういう中で地元を優先するよという説明はありますが、もし今後やるようになれば、そういう協定が必要になれば協定と。それから、税収については協定というようなものではありませんけれども、特に協定はございません。以上です。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 2点について御答弁いただきましたが、税収、雇用に関しては、私たちに大変有利であるという御説明をいただきましたが、いわば空手形に近いというか、確かなものではないということも言えるわけですね。

それから、県庁の都市政策課は坪井さんとおっしゃる方でございますので、後から、これは私、間に入りまして、どういうことなのかわかりませんので、話し合っていたきたいと思います。

この都市計画における広域調整手続には、岐阜市がこういうふうにするであろう、岐阜市がこういうふうにしたというふうに言われますが、そもそもこの広域調整手続は県の同意・不同意が必要ですね。その県が、瑞穂市のその土地については全部承知しているけれど、今回関係ありませんと。8月17日の段階で、のっけから初耳ですというふうにおっしゃっているということを申し添えておきます。

最後に、以上の経過を踏まえまして、やはり瑞穂市は随分政治的に、政策的に転換を迫られている。市民はそれを望んだ結果、マニフェストで世襲政治を変えたんだと思いますが、この大型ショッピングセンターの進出に関しまして、堀市長の見解を伺いたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 熊谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

私は、6月議会におきまして、ダイヤモンドシティに係る市道認定を控えさせていただきました。その理由といたしまして、私は、マニフェストで市民参加のまちづくりを掲げ、企画段階から市民の声を聞きますとお約束をいたしております。したがって、まず道路敷地の地権者、さらには近隣自治会の説明会を開いて、御意見を聞きながら判断をさせていただき、結果次第では臨時議会をお願いいたしますとお答えをさせていただいたところでございます。私は、このことについては前向きでございました。その経過につきましては、ただいま後藤調整監よりお答えをさせていただいたところでございます。そこで、私の所見を申し上げたいと思います。

1点目は、地権者、土地所有者説明会におきます複数以上の強い反対がございます。また、納税猶予の地権者の問題もございます。

2点目といたしまして、その土地所有者の底地の関係、名古屋紡績跡地の中におきます公衆用、いわゆる昔、河川が流れておりました、その公衆用道路の権利関係につきまして、まだ登記にそのものが載っておらず、いまだ整理ができていない点でございます。

この2点だけでも市道認定のできる状況ではありませんが、さらに3点目といたしまして、開発業者によります近隣自治会への説明会開催に向けた積極性がないということ。私は、今も申し上げましたように、7月、毎晩でもいいから、近隣のあれも出まして、しっかりと意見を聞きたい、こういう予定でございました。開発業者によります近隣自治会への説明会に向けた積極性がない点、要するに行政頼りでございまして、まさに開発業者の社会的責任の自覚がない点があります。

4点目は、そもそもダイヤモンドシティ側からの市への進出打診に当たりまして、議員も御指摘がございましたが、計画書、また概要書、要望書等、意思表示の文書が何一つ出されておられません。何も私も見ておりません。何も出ていない状況で来ておるわけでございます。これは常識では考えられないことでございます。

以上の観点から、名古屋紡績跡地へのダイヤモンドシティの進出計画は極めて厳しい状況にあるわけでございます。したがいまして、かかる状況のもとにありましては、ダイヤモンドシティの進出に伴う市道認定及び市道建設はできないものと判断いたしております。

以上で熊谷議員に対する答弁とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。残り時間1分です。

8番（熊谷祐子君） 担当課は、4月に来られました後藤調整監がほとんどお答えになりましたが、ずうっと都市整備の方が継続してかかわってこられましたので、最後に御答弁を求めたかったのですが、時間的には無理でしょうか。

議長（藤橋礼治君） 答弁の時間には到底及びませんので、改革代表の熊谷祐子君の発言はこれで終わらせていただきます。

続きまして、翔の会代表質問を行います。

3番 浅野楔雄君の発言を許します。

3番（浅野楔雄君） 議席番号3番、翔の会、浅野でございます。

市長にお尋ねいたします。今回、9月定例議会の開会に当たり所信表明がありませんでした。このことは前代未聞の出来事であり、瑞穂市議会の恥ずべき歴史の一つとして後世に残ります。なぜ所信表明がなかったのでしょうか。所信表明がないということは、12月定例議会まで、市の将来や市民生活について何の改善も提案も何も考えていなかったということになります。市

長は、何のために市長になられ、市政をどのように改革、改善したいのか、何を考えておられるのか、市民には理解できないと思います。言葉巧みな話術だけでは市長は務まりません。お答えをよろしくお願いします。

以下、質問席で質問させていただきます。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 浅野議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。

今、所信表明がなかったということでもあります。私は、過般、この4月の統一選挙で市民の信託を受けまして、マニフェストに基づきまして出させていただきます。それは市民にお示しをいたしておりますが、19年度の予算はすべて前市長のもとにされております。そこで、私が本来のマニフェストを発揮するのはやはり来年度予算から本格的でございます。12月にはその予算編成の考え方についてしっかりと申し述べたいと思いますし、この議案を出させていただいておる中、その中でマニフェストに基づきましたことも、補正とか、いろいろなもので出させていただきます。だから、今回はそういう形でさせていただいたわけでございます。よろしく願いをいただきますようお願いを申し上げます。以上であります。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 3番 浅野楔雄君。

3番（浅野楔雄君） 今、市長はマニフェストに基づいてこれからやっていくということですが、マニフェストがもう既に発表されている以上、議会が何月にあるか、どういうふうに運営していくのかということをお示しになるのが市の長としての姿勢ではないかと思いますが、いかがなものかと思えます。

今、マニフェストで示してあるということですが、6月定例議会の一般質問の中でマニフェストについてお尋ねしたところ、答弁拒否、調査・視察した上で答弁しますという表現がたびたび聞かれました。御自分でつくられたマニフェストであり、既に発表されている自分の施政方針について、今さら調査・研究、視察するという必要があるということは考えられません。秒単位で目まぐるしく刻々と変化している現代社会の中で、これから調査・研究するという答弁と、そういう認識の中で、5万数千人の市の首長として、行政の最高責任者として責任を果たしていくことができますか。事は重大なことです。市長には、危機感を持って行政に当たっていくという姿勢が見当たりませんが、この点についてはいかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君に伺いますが、先ほどの発言につきましては、3番の選挙マニフェストの件についてそういった発言をされたと思いますが、そのとおりですね。

3番（浅野楔雄君） はい、そのとおりです。

議長（藤橋礼治君） わかりました。

それでは、市長 堀孝正君。

〔発言する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 今、確認をとりましたので、静粛にお願いします。

市長（堀 孝正君） お答えをいたします。

全く通告にないこと、全く関係ない質問をされる。こんな議会運営はありません。ですけれども、お答えをしておきます。

皆さんに瑞穂市マニフェスト実行プログラムをお示ししております。もう既に、順次着々とそれぞれのセクションで取り組んでおります。それも、今、どんな段階かとお示しをしております。このことは、今度の議会だよりとか、そういったことでも出されるわけでございます。いずれにしても、私はマニフェストを出させていただいて、それを補正の予算にも組ませていただいて、その中でも説明をいたしております。必ず12月はしっかりさせていただきますが、全く関係のない、通告にない質問をして、私を困らせようという形でやられたと思います。もう既に皆さんにこのこともお配りしてお示しをしておるわけでありまして。以上であります。よろしくをお願いします。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 3番 浅野楔雄君。

3番（浅野楔雄君） 今、選挙マニフェストについては書いてないということでございますが、本日の第3回瑞穂市議会定例会議事日程のところの3番目に選挙マニフェストについてというふうにちゃんと出ておりますので、私はよそ道を質問したわけではないと思います。

引き続きまして、今お話し出していますように、マニフェスト、施政方針について、引き続きお尋ねしたいと思っております。

一つは、御自分で期限目標を設定されたことです。期限目標を設定された以上、議会開会の冒頭できちんと精査した結果を所信表明として問題提起をするべきと考えますが、今議会の場合、これがありませんでした。市長が市議会議員であられたときによく言われた言葉の中に、二元代表制度の重要性について訴えておられました。その姿が現在見えてきません。議会制を無視して施策が打ち出されているところです。提案、議案を議会が否決すれば、自分の提案が可決されなかったのは私の責任ではないという責任の転嫁、逃げ道を既に打ち出されているとしか思えません。このようなことは我々では考えられません。いかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 浅野議員に申し上げておきます。

このマニフェストについてということで、その中の市長、議員、市職員の倫理条例の制定について、制定の時期はいつかということについて御質問をされております。このマニフェストでお約束をいたしております倫理条例、私が掲げておりました。既に議会で条例を御決定いただきました。本来でございましたら、条例でございますから執行部と議会と十分に議論して、

そして、それに反した場合の罰則規定とか、いろいろなものを決めてするのが本来の条例であります。全く1時間か1時間半のあれで、条例の中身も読まないような状況で条例を出された。これはまた前代未聞ではないかと思えます。けれども、私は、マニフェストに掲げております。議会の皆さんからそういう形で出されれば、私の言っておったことが一つできたわけがあります。私としては、前へ進んだと、このように受けとめております。

今、二元代表制のあれを果たしていない。私は議員のときも申し上げました。これからの議会は、地方分権、やはり執行部が提案してくる。それに対して、議会も、それもいいけど、こういうあれもあるよということで提案のできるような議会になる。それが二元代表のあれだと、こういうことを申し上げてきたわけでありまして。そういう前向きな議会から、いいことだから、こうと提案してくる。これが私は本当の議会制。チェック機関だけではございません。そういった議員提案ができるようになるのが本当の二元代表の地方分権の議会制民主主義だと思っております。そのことを申し上げて、答弁といたします。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

3番（浅野楔雄君） 二元代表制を前から市長が提言されていたのはよくわかっております。それと、マニフェストの中に書いてあったことで、倫理条例の制定については我々は賛成します。ただ、やっぱり時間との競争というのもしていただかないと、市長のマニフェストの中に、市長、議員及び市職員の倫理条例の制定。しかし、この文章の中で、市長は法令や条例を全く理解されていない方ではないかなあというふうに思います。なぜかといいますと、文中に「市の職員にも」とありますが、市の職員には瑞穂市職員服務規定、並びに地方公務員法で職務の範囲、職責が明記され、倫理規定も記載されております。地方公務員法の制定の意義と瑞穂市職員服務規定について、よろしく願います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） それをおっしゃるのでしたら、条例提案のときに、なぜそれも含めてやらなかったんですか。それはもう既に、事前通告されてから条例を通されたんですよ。その前に事前通告が出ておったんですから、通告されておったら、自分にそういったことを言って、とめて、職員も入れてと言うべきではなかったんですか。全く本末転倒であります。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

3番（浅野楔雄君） 今、前もって提案をとということですけど、早く出てこない。何も我々の方に聞こえてこない。どういう内容のものかも出てきていないというところで我々は危機感を持って、先ほど申し上げましたように、時の流れが非常に早いですから、早い時点でこれをつくっておくということはいいいことではないかということで、議員が集まりまして、つくらせて

いただいたのが前回の瑞穂市政治倫理のあれでつくらせていただいたので、今の市長のお話ですと、我々の方から出したら、だめだというふうに受け取れますが、いかがですか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

このことにつきましては、実は私、議長とお話し申し上げまして、どちらかからこういった倫理条例を出すかということでお話をしてあったところでありまして。それが、一方的に出てきたわけでありまして。そのことを御存じでございますか。それを言うてからこういった問題を言っていたきたい。私、議長と相談していたんですよ、どうしましょうと。これ、総務委員会、協議会等で十分話し合っ、全協に諮って、そしてどちらかから出すか、そういうこともしてあるのに、全く御質問されておる意味がわかりません。以上であります。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

3番（浅野楔雄君） 今のお答えですと、弁護するわけじゃないですけど、提案したのが翔の会のメンバーと、それに賛成したのが、我々翔の会は当然ですけども、皆さんにお諮りいただいて賛成をいただいたのも事実でございますので、今、市長がおっしゃられたように、議長にお出しになっている、または議運にそれが出ている出ていない。議運の方は恐らく受け取っていないだろうと思いますけど、議会運営委員会の議事の発表がございまして、それを議運の方にまで出てきていなかったということで、我々の方から出させていただいたことであって、その辺は各会派の会長がおりますので、今後、市長も会派の会長と相談していただいで出していただくのが必要ではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） このことをお話ししておっても、まさに平行線でありますし、あれでございます。はっきり申し上げまして、当初言いましたように、質問が要旨と相当変わってきた内容から来ておりますので、こちら辺で答弁は控えさせていただきます。以上であります。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 3番 浅野楔雄君。

3番（浅野楔雄君） 今、市長の方から、論旨がずれてきたとおっしゃいましたですけど、最初に通告してあるところで話が進んできたのであって、それをお答えいただけんということは非常に残念ですが、その点どうですか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） いずれにしましてもこのマニフェストの中で浅野議員が御通告をされておりますのは、市長、議員、市職員の倫理条例について、制定の時期はいつかという通告なんです。それが、通告されておいてから、こういうふうな倫理条例を出されちゃって、そうし

ておいて、今、この御質問は本当の話が意味解せませんので、私は答弁を控えさせていただくと言っておるわけで、この中に載っておりませんので、ひとつお願いします。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

3 番（浅野楔雄君） 大体そのようなふうに出るだろうということは想定されておりましたので、9月11日に議員提案という形で出させていただいて、成立させていただいたというのが現状だろうというふうに思います。

それでは次に、給食センターについてお尋ねいたします。

新しく給食センターが建設、完成し、新学期も始まりました。市長は、新給食センター竣工に配布された公式紹介資料の冒頭あいさつで、「H A C C P の概念に基づいて」とあいさつされておりますが、H A C C P の概念とはどのような概念ですか、よろしくをお願いします。

議長（藤橋礼治君） 福野教育長職務代理者。

教育長職務代理者（福野 正君） 給食センターのハセツプといいますか、システムのことをおっしゃっておりますが、それに基づいた設計をして建設をしたということでございますが。

〔 発言する者あり 〕

議長（藤橋礼治君） 後ほどまた市長からも答弁させますので、とりあえず職務代理者から。

教育長職務代理者（福野 正君） 今申し上げましたとおり、今回、新しいシステム、搬入、あるいは汚染区域、非汚染区域、それを人が行き来しないように、それぞれの場所で順次作業していくというシステムでございます。以上です。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

3 番（浅野楔雄君） 今、教育次長がどういうことかということを答弁しましたが、市長に再度お尋ねします。H A C C P の概念をきちっと説明していただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 今、教育委員会の次長の方からお答えさせていただきました。私はその中身の細かいことは存じておりませんが、その言葉につきましては、教育委員会の関係の方から出て聞いたあれでございますので、細かい中身は知りません。次長の方から改めて答弁させていただきますので、よろしくをお願いします。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

3 番（浅野楔雄君） 今、教育委員会の方とって答弁なさったんですが、御自分の瑞穂市給食センターの一番最初に市長のあいさつとして載っておる中の文書というか、文字というか、H A C C P の概念を市長にお尋ねしておるんです。教育委員会に聞いていないんです。市長が

ここに書かれた以上、その概念を知っておられて書いておられておると思いますので、市長の方から明確な御説明をよろしくお願いします。

議長（藤橋礼治君） 堀市長に申し上げます。やはり発言者がこんなふうに申しておりますので、答弁の方、よろしくお願いします。

堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私が申し上げましたのは、ハセツプといいますか、こんな言葉を入れておったと思いますが、被害分析重要管理点方式といいますか、これは最終製品を抜き取り検査する従来の方法とは違い、原料の受け入れから製造、出荷までの全工程において、被害防止につながるポイントをリアルタイムで監視、記録することにより、すべての製品が安全であることは確保するシステムというふうに言われておりますので、よろしくお願いします。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 3 番 浅野楔雄君。

3 番（浅野楔雄君） やはり自分でごあいさつに書かれた以上はそれなりに自分で答えていただかないと、何のために市民の皆様方に配った資料かということが非常に問題になってくると思います。ですから、事ほどさように、こういうことになりますと、非常にこれから市民の方は不安になられると思うんです。H A C C P、これは英語の頭文字を取っておるはずなんです。ハザード・アナリシス・クリティカル・コントロール・ポイント、わかっておるんです。自分で理解してから書いてください。教育委員会の方がつくったと言われるなら、その方がきれいなんです。それを、さも自分でお書きになったような文章になってくると、我々はそれなりに、これは何だろうと疑問に思って、この文書そのものを勉強させていただきました。ですから、市長もひとつ公式の文書に出される以上は自分のお言葉で答弁していただくというのが本筋じゃないかと思いますが、いかがですか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 大体こういったたぐいのものは事務局がつくっておるわけでございます。内容を十分に理解すべきではないか、こういう御質問でございます。そのとおりでございます。今後できる限り、そういったことにつきましては浅野議員御指摘のようにさせていただくようにさせてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきますようによろしく願いをしたい。以上でございます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

3 番（浅野楔雄君） 続いて、同じ給食センターについてお尋ねしますけど、今、完成して稼働しているわけですが、市長は、岐阜アイホー株式会社から、正式な生産能力とか管理体制、そういうものの説明は受けておられますか。

議長（藤橋礼治君） 関連しておりますので、福野教育次長。

教育長職務代理人（福野 正君） 御質問であります新しい給食センターのシステムの説明を受けているかということでございますが、質問は市長がと言われましたかね。それは担当者の給食センターの方が受けております。最新式のものが入りまして、四つの作業班でそれぞれ作業・操作の研修を実施しております。そんな内容でございます。以上です。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

3 番（浅野楔雄君） 答弁も、市長にお尋ねしたら担当部長からということで、納得しますが、今、給食センター最大生産能力 7,000食ということになっておるんですが、この中で私が見ておりましたところ、あそこで働いておられる方、多少人数が足りないのではないかなあと。あの方式でいきますと、一方通行で食材をつくっていますので、この図面のように一方通行で無菌室があって作業をするとすると、職員の人数が足りなくて、非常に危険な場合が出てくると思うんですけど、その辺を、今出てきていないか。出てきてからでは遅いんですが、その点はいかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 福野教育長職務代理人。

教育長職務代理人（福野 正君） 新たにスタートして数週間たったばかりですので、若干ふなれな点がございます。現在、31名体制でしておりますが、なれというところもあると思います。最初、メーカーのアイホーの方から、計画的には午前中32名、午後が若干人数が少ないわけではありますが、そういう計画でございました。今、様子を見ているというような状況でございます。1ヵ月、2ヵ月たてば機械にもなれる、作業の動線にもなれてくると思っております。以上です。今のところ、若干おくれぎみでございますが、何とか機械になれよということをおっしゃっております。以上です。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

3 番（浅野楔雄君） 今、生産開始してから時間があまりたっていないということで、非常になれないところがあるということがありましたが、これは事実だと思います。私も、給食センターは文教の所管ですのでよく見回りに行くんですけど、一番思いましたのは、やっぱりふなれなだけに、車はへこむわ、施設の壁に傷がつくわ、非常に見事なものです。これは職員の方に責任があるとは言いません。これを請け負われたみずほ公共サービスの運転者の方にあるのではないかなあというふうに思います。それで、専門的に見まして、今度買った車は全長7メートル90、全幅2メートル190、全高2メートル980、ホイールベースが3メートル870と、特殊車両なんですね。なれない方が運転したら、間違いなくこれはあっちはへこみ、こっちを傷つけるという事実は間違いのないと思います。だから、この辺で問題になってくるのが、みず

ほ公共サービスの方に運転していただくと入札で決まったということですが、やはりこういう責任は契約の中に入っているか、これが重要なことだと思います。車検も点検整備もすべて公費でやって、ただ運転して、傷つけた、事故った、全部市持ちという方式になっているのか、その辺いかなふうになっているか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 福野教育長職務代理者。

教育長職務代理者（福野 正君） まだこれもスタートしたばかりですので、ふなれな部分で、若干最初の方は狭い道を入れていく、それからプラットフォームにつけるという作業がございますので、これが、先ほど言いました給食センターの中もそうですが、配送の車にも同じことが言えると思います。事故のことでございますが、事故ですと当然市の保険対応、対物・対人ということだと市の保険対応で対応してまいりたいと思います。ただし、過失が明らかに派遣職員にあれば、そちらにも求償を求めていく方法をとっていきたいと思います。いずれにしましても安全確保は十分注意をしてまいりたいと思います。以上です。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

3 番（浅野楔雄君） そういうことでありましたら、例えば大きな事故、それとか大きな損傷を与えた場合、あくまでも市の方でその責任を負うということですか。

議長（藤橋礼治君） 福野教育長職務代理者。

教育長職務代理者（福野 正君） 車は市の車です。保険も市が入っている保険でございますので、そのとおりです。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

3 番（浅野楔雄君） すべて公金で補うと。そうしますと、入札して、請け負われたみずほ公共サービスは物すごく利益が上がるという計算になりますが、いかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 福野教育長職務代理者。

教育長職務代理者（福野 正君） 派遣を委託しておりますので、そこで入札をして落とされたので、通常の利益は上がると思うんですが、入札行為でやっております。以上です。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

3 番（浅野楔雄君） 今、入札行為でやっているということですが、6月議会にも出てきましたように、平成18年度は147万の赤字ですね。今度、みずほ公共サービスで給食のことをやっていただくとなって、もし事故ったとき、また赤字が出てくる。そういうような懸念はありますか。

議長（藤橋礼治君） 福野教育長職務代理者。

教育長職務代理者（福野 正君） 会社全体の利益については私の方で答弁はできません。私の方はあくまで業務の派遣を委託して、その対価でお支払いをするということだけですので、会社全体がもうかるとかもうからないという問題は総務部の方ですかね、私の方ではお答えすることはできません。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

3 番（浅野楔雄君） 担当のところで返答できないということでありますならば、大株主の市長はどのようにお考えでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） それでは、給食センターの配食業務にかかわって浅野議員にお答えさせていただきますが、先ほど教育次長がお答えさせていただきましたように、給食の配送業務につきましては、みずほ公共サービスの方に、業務委託という形ではなくて、運転手と補助者等を人員派遣のような形で行っておりますので、車両を貸与して、それを管理・運営してもらおうという形ではなくて、単純に人を派遣しておるという状況です。それに伴いまして、車両につきまして市の所有ということでありますので、所有者の責任になってくるだろうというふうに思っておりますので、それにつきましては対物・対人すべて市町村会の保険に加入をしております。最終的に重大な過失がある場合、事故が発生した等の場合は、みずほ公共サービスの当事者に求償を求めていくということになるかと思えます。

それから、一番肝心の御質問の件ですが、みずほ公共サービスの赤字の問題につきましては、各業務で市との委託業務の範囲内で会社が運営をされておりますので、出資をしておる市としましては、最終的に赤字にならないような健全な経営をしていただくような指導をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 3 番 浅野楔雄君。

3 番（浅野楔雄君） 今、総務部長は健全な運営ということでありましたんですが、18年度におきましては、まだこの裏に1万平米の労働対価が払われていないという案件が裏に潜んでいることだけはひとつ記録に残しておいていただきたいと思えます。

それでは次に、学童保育、今どの辺まで市長の方はお考えか、市長のお考えを伺いたしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 先に、教育次長の方から説明を願います。

教育長職務代理者（福野 正君） 私の方は、学童保育の中で、学校敷地内で対応するところがあるかという内容で調査をいたしました。学校敷地内で活動場所を確保するには次の要件ということで、一応調査をいたしました。

1点目が、利用できる教室があること。それから2点目が、学校の管理に影響しないという観点から、別の出入り口があること。3番目が、使用しようとする教室の近くにトイレ、水を使うことができるところがあるか。4点目が、使用しようとする教室、トイレ、水屋が他の施設と構築物などで行き来できなくなっていること。こんな4点の観点で、全施設、市内の小学校を調査いたしました。学校長などの意見聴取をして、次の2カ所について実施可能であると判断して、担当部の市民部と調整をしております。

1点目が西小学校の北の校舎と申しますが、旧の幼稚園舎の1階の生活科として利用している教室とその隣の職員室でございます。2点目が中小学校の1階の西の方にありますが、旧の幼稚園舎の遊戯室です。この2カ所が、先ほど申しました4点の要件を備えておりますので、一応教育委員会としてはいいだろうというふうに判断をしております。このことは市民部と調整して、今後若干の手を加えていく必要がございますので、打ち合わせをして進めてまいりたいと思います。以上、教育委員会としての場所提供と申しますが、学校敷地内での使える場所の選定について御答弁申し上げます。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

3番（浅野楔雄君） 今、ちまたでは、うわさの話をしちゃ申しわけないんですけど、穂積小学校校区に新しく土地を買って学童保育を始めるといふようなうわさも流れているんですが、これはあくまでもうわさですか、それとも、ある程度そういう話があるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

議長（藤橋礼治君） 福野教育長職務代理者。

教育長職務代理者（福野 正君） 今の御質問でございますが、穂積小学校では、先ほど言いました四つの条件をクリアするような場所があるかということですが、ありません。ということで、まず校地内でプレハブの教室を建築できるかということですが、これも、特に穂積小学校は市内で一番大きい、800人ぐらいの生徒がおりますので、スペース的に小さいものですから、どうしても学校、あるいは学校周辺でやろうとすれば、学校敷地外で用地を買収して、そこへ建物を建てていくことが必要であると考えています。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

3番（浅野楔雄君） 今、用地を買ってということですがけれども、候補地とか、そういうのももう出てきているんですか。

議長（藤橋礼治君） 福野教育長職務代理者。

教育長職務代理者（福野 正君） 教育委員会は、先ほど言いました見解だけでございますので、私の方でそのようなことを進めてはおりません。私の方は考えだけ申し上げます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

3 番（浅野楔雄君） わかりました。

それではもう一つ、学童保育、まだこれは私の認識が足りないかどうかはちょっと定かではないですが、いわゆる公設民営にするのか、公設公営にするのか、まだたしか決定されていないと思うんですけど、これは正しいですか。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木君。

市民部長（青木輝夫君） これにつきましては先般の6月にも申し上げたかと思えますけれども、公設公営に向けて進めていきたいということで、現在関係部署、いわゆる政策推進、それからまた教育委員会等とあり方というのを詰めているところでございます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

3 番（浅野楔雄君） ありがとうございます。

それでは最後に、児童館の建設とか、それから給食費の公費負担というようなことも提唱されておるようですが、これをやった場合にどれほどの経費が要するのか。また、これを補うために税収をどのように考えておられるのか、市長、お答えいただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 今、浅野議員から御質問ございましたが、今のところ、私の方、そういったことは全く考えておりませんので、よろしく申し上げたいと思います。

3 番（浅野楔雄君） ありがとうございます。これで質問を終わります。

議長（藤橋礼治君） 以上で、翔の会の代表、浅野君の発言は終わりました。

ここで議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、新政会代表、小川勝範君の発言を許します。

6 番（小川勝範君） 皆さん、こんにちは。議席番号6番 小川勝範でございます。

ただいま藤橋議長及び新政会の棚瀬会長の了解を得て、ただいまから代表質問を行います。

代表質問の内容でございますが、5点質問を行います。この5点の質問は通告してありますので、きちっとやります。通告した以上やらないと、これは議員の義務でございますので、よろしく願います。

まず幹線道路の関係と、そして農作物の安心・安全、市の防災、青少年育成センター、健康センター等について、順次質問を行いますので、事務局、たらたらと質問に答えずに、明確に

きちっと答弁をしていただきたい。よろしく申し上げます。

まず1点でございます。幹線道路の改良と只越地区農業用水の見直しについて、まず質問をいたします。

幹線道路の県道穂積・巣南線、県道美江寺・西結線の渋滞、瑞穂市給食センターの配送業務の緩和、瑞穂市消防本部との連携道路、以上の幹線道路を十八条、樽見線から北方・多度線まで道路幅8メートル、歩道、両側3メートル、3メートルの道路の建設ができないか。そして、この地区の道路改良とともに、只越地域の用水路のパイプラインの計画ができないか。この只越地域は47ヘクタールの農地があります。現在、3台のポンプで用水をくんでおるが、このポンプは用悪水兼用で水田に水を供給しております。ここに、けさくんできました。これは私が飲む水ではございません。これは現実に上流の水なんですね。そして、これが下流1キロなんです。これを今飲むと、恐らく昼から多分欠席やと思います。そのぐらい汚れておるんですね。この只越地域はまだ揚水ポンプでやっておりますので、用悪水兼用の農地というのは瑞穂市全体でまだ35%以上あるんですよ。まだこの只越地域は条件がいいところなんですよ。このペットボトルにも入らんような水で水田の作物をつくっております。別に只越地域を特定したわけじゃないんです。只越地域なら、まだ間に合うんですよ。ぜひ瑞穂市としてこの地域をモデル地域に指定して、ひとつ道路改良とともにできないか、ちょっと伺います。

議長（藤橋礼治君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 小川議員さんの御質問にお答えします。

この十八条から只越の関係の道路改良につきましては、一部平成17年度に道路概略設計及び交通量調査を実施し、平成18年度に実施方法につきまして検討をしてみました。今後につきましては、市の重要な幹線でございますので、道路整備に向け、地元及び地権者に対し説明していきたいと考えております。

なお、御質問の農業用水パイプライン揚水計画でございますが、作物栽培における用水管理が非常に楽でございますので、水質の向上及び水の有効利用の観点から有効な施策と考えております。

現在、只越地区につきましては、市街化調整区域の農地面積は、議員御指摘の、筆数では約500筆、おおむね47ヘクタールございます。この地区における事業の国庫補助はございませんので、全額自己財源となり、地権者の負担もお願いすることになるかと思っております。また、地権者の100%同意が必要でありますので、このことから、地元地権者の合意形成が必要であると考えております。今後、地域の特性や財政の負担を十分勘案し、整備方針を策定したいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いして、答弁とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

6番（小川勝範君） 今、揚水パイプについては国の補助金がもらえないと。そんなことはよく知っております。補助金がもらえんところがこういう農地があるんですよ。要はそういう農地を市としてどういう形でやってやるか。例えば47ヘクタールの中で畑が7町歩ぐらいありますね。40町歩掛ける7俵で2万8,000俵。2万8,000俵の米をどういう形でうまくやっていくか。先ほど言いましたように、30何%以上が手も洗えんような用水で米をつくっておるんですよ。部長、どうですか。国の補助金がもらえんで、どうもやれんような話なんです、ちょっともう一回答弁して。

議長（藤橋礼治君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 只越地域は市街化調整区域で、用排兼用ということです。旧巢南の方でも市街化調整区域で、こちらについては用排分離で既に水稻等の作物をつくられている場所等もございますし、市街化区域でも用排兼用で水稻、あるいは柿等を栽培している場所等もございますので、やっぱり地域地域がそれぞれの作物栽培、体系等も違いますし、地元の同意が100%ない場合については、不同意があっても、そこへパイプラインで用水を引くということになりますので、地元合意形成、100%同意をいただいて、当然補助対象、農振農用地ですと国とか県の補助がありますので、補助がない場合には全部市、あるいは地元負担ということになりますので、地元の理解を得ながら、どうしても100%地権同意が得られてやるという意思が固まれば、その辺については、全額が自己負担ということじゃなしに、その辺は将来に向けていろいろ話し合いの余地が出てくるかと思いますが、同意100%がまず前提ということでございますので、議員御指摘のように、よい米をつくるのにはよい水からということはわかりませんが、パイプラインを只越地区47ヘクタールをカバーするには相当事業費等もかかりますので、経費負担とか同意等もこれからの課題であるのではないのかなあとと思います。以上、答弁とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

6番（小川勝範君） 本巢郡全体で用水路のパイプラインをやっておるところは、現に北方町がやっておるんですね。そして旧巢南でも大月土地改良でやっておる。あの現状をよく見ていただくとわかります。そして、今、1部落がそういう計画に入ると。来月6日に説明会が入るといことで、この地域を用水パイプラインにやれと言ったのは、先ほど言いました幹線道路をうまくつけて、それに関連した工事でやれないかということですね。今、只越地域、まだ水道管が入っておらんでしょう。これ、通告外で申しわけないけど、どうせ穴を掘るなら、一緒に埋設していくというような計画もぜひ必要じゃないかと。河合部長、ちょっとその件、どう。

議長（藤橋礼治君） 河合水道部長。

水道部長（河合 信君） 急に振られましたので、答弁らしい答弁ができるかどうか、ちょっと不安でございますけれども、壮大な計画、そして水環境を考えていく上で大変有効な御意見と考えております。今後は道路整備、それから住宅状況など考えて、よく都市整備部と協議をして、水道の方についても、道路整備と住宅の整備、それから何よりも給水条件を整えば考えていきたいというふうに思っております。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

6 番（小川勝範君） 今、河合部長の答弁を聞いておりますと、いろんな関係で連絡し合っ、瑞穂市の大変必要な水を地域的になるべく低コストで計画を立てていただきたい。

そして、道路の関係でございますが、合併も宝江、横屋、十九条、そして古橋の関係等でございますが、今、一步一步前へ進んでおりますので、この関係道路も合併後の道路としてひとつ前向きに早急に検討をしていただきたいと思えます。

そして、松尾部長にちょっとお願いしますが、クリーン農業ということも本当はここで質問するといいいんですけど、わからんものに質問したってわからへんで、ひとつよく勉強していただいて、また次回のときに新政会の多分だれかがやられると思えますので、クリーン農業というのはそれだけ難しいというのか、50%、40%、いろんな規定がありますので、次回のときにまた質問いたしますので、よろしく申し上げます。

続きまして、唐栗地域のお寺の問題です。ここに防災センターをつくったらと。これは誓祐寺なんですが、この誓祐寺は昭和初期の根尾川の改修のときに、今現在あるところに移転をされたんですね。このお寺というのは、防災に関係してあそこへ移転された。昨年度、このお寺がどうしても運営ができんということで瑞穂市に寄附をされたんです。寄附をされたときに、あのお寺の土地はおおよそ 1,427平米あるんですね。この 1,427平米のお寺の土地を北部防災センターにできないかということで、私が、どういうふうにしたらうまくできるのかというものをちょっとお話しさせていただきます。

今、水防倉庫が根尾川の七崎地域にあるんですね。そして、大月にも今あります、水防倉庫。現に家が建っておりますが、中身はあんまり入っていません。電気もついておりません。これを統合して北部防災センターに移転をできないかと。そして、先ほど食料の話をしたんですが、瑞穂市は今現に 5 万人見えます。いざ災害があると、恐らく 3 日か 4 日は食料はとまるんですね。この北部防災センターに災害時食料確保の低温倉庫ができないかというふうに私は思っております。そして、今現に瑞穂市消防第 6 分団が川崎支店の南側にあるんですが、大変狭いというふうで、この北部防災センターと一緒にできないかという計画をしております。そして、この地域は根尾川の近辺でございますので下水道が引けないんですね。そして、きのう、おととい、私は現場へちょっと見に行っただけです。たまたまお寺の鐘つきのところに消火栓がある

んですね。消火栓をたどっていきますと、ここに設計図があるんですが、100ミリのパイプが民有地に入っておるんです。先ほど下水の話をしたでしょう。堤防際ですので下水が引けないというふうで、この際、北部防災センターを設置して、その中に下水道も上水道も、そして先ほど言いましたように食料倉庫、第6分団、水防倉庫、一緒に計画できないかというふうに、普通からいったら行政が言うんですけど、我々がひとつこういうふうにしたらどうかと。けさ、水防の大会がありまして、加藤団長にも話をしまして、実はきょう、一般質問でこういうことをやるというふうでちょっとお話ししておりまして、一般質問が終わり次第、行政がどう回答をするかわかりません。回答のあり方によっては、早速一步前へ進めなくてはいかんあというふうに思っております。

そして、この用地ですね。先ほどお寺の跡地が1,427平米で、北部防災センターをするにはこの面積では足らんわけです。そして、上水道の管が民地に入っております。これも大変重要なところに入っておりますので、先ほど言いましたように、私の希望なんですが、この周辺を整備するには4,737平米、およそ4反8畝ばかりですね。したがって、この北部防災センターを6,162平米、この際ひとつ行政として買い上げて、地域の防災の繁栄のためにぜひお願いをしたいなあということで、これはだれが回答されますかな。新田総務部長、よろしく願います。

議長（藤橋礼治君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） それでは、唐栗地内にあります誓祐寺の跡地利用について御回答をさせていただきます。

大変有意義な御提案をいただきまして、ありがとうございます。御承知のように、宗教法人であります誓祐寺につきましては18年の4月に法人の解散届をされております。これを受けまして、市の方に相談がありまして、去年8月18日に市の方に登記移管をして、土地3筆1,519平米、それから建物、本堂、庫裏、鐘楼等含めまして、3棟で425平米を市の所有ということにさせていただいております。この利用につきましては、瑞穂市の消防団の第6分団、西分団の器具庫を跡地にしてはどうかと。あるいは消防団の器具庫の整備計画の中で検討していったらどうかというような御提案ですが、随時、18年度も整備をしてみいましたけれど、消防団の詰所、あるいは器具庫につきましては計画どおり準備を進めていきたいと。ちょうどこの誓祐寺の件につきましても含めて、あわせて総合的に検討してみたいというふうに思っております。

これに絡みまして、根尾川にあります水防倉庫につきましても統合して、防災拠点としての防災センターを総合的に考えよというようなことですので、一度この件につきましても、用地の件がありますけれど、検討してみたいというふうに思っております。

次に、水防倉庫の件ですが、移転をする場合には国交省等の協議等も必要になってくるかな

あというふうに思っております。災害時について、一番利用のしやすいといえますか、短時間で出動ができるような施設整備を考えていきたいというふうに思っております。

それからもう一つ、大きな構想になってくると思いますが、防災用の備蓄食料の低温倉庫の新設をも考えたらどうかということではありますが、現在、市で考えております異常時の食料確保につきましては、大手の商業店舗であります岐阜生協、それから先般、パローと災害時の供給体制の協定を結ばせていただいたというような状況にあります。5万人市民の大量な食料の備蓄倉庫につきましては、正味期限等、いろいろ補充関係等ありますので、今後十分このあたりを、地域的な、位置的なことも考えながら、低温倉庫の建設について検討してまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても誓祐寺の整備につきましては、用地取得、それから取りつけ道路の関係がまだ解決しておりませんので、今後早急に道路等も解決をしながら、一部周辺の用地を拡大して購入してはどうかというような御提案もありますので、今後十分検討を重ねて、早急に着手にかかりたいというふうに思っております。以上でございます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

6番（小川勝範君） さすが新田部長は前向きの姿勢で答弁していただきまして、先ほどの下水と水道の関係、河合部長、どう。

そして、私、ちょっと言うんですが、低温倉庫をなぜここにつくるか。あの近辺は、私も昭和19年に生まれたんですが、ずうっと区長をやっておるときに、根尾川がはんらんしたときに、あの唐栗近辺はつかなんだんやと。私は居倉なんですが、居倉の伊久良河宮神社も大洪水でついたと。あそこはあの地域でも高いところやと。今、パローとか、いろんなどころと契約を結んでおるんですが、いざ大きな災害になった場合は自分で持っておらないと、どうしても3日か4日分の食料ぐらいは確保して、そうすると、瑞穂市民の食料が確保できるんじゃないかということで、ちょっと河合部長、答弁してください。

議長（藤橋礼治君） 河合水道部長。

水道部長（河合 信君） 自席で失礼いたします。

質問の3番目というふうに解釈していいですか。

唐栗の誓祐寺跡地付近には、議員御指摘のように上水 100ミリのV Pが通っております。あの当時は、年代はちょっと確認できませんでしたが、あのあたりの人のために、要は地権者に御無理を言って民地に上水道を通したというふうに思われます。そして、下水道の未整備地区は、堤防道路を下水道管が通れないというので、あの近辺で3軒、未加入世帯があります。今、総務部長が答えましたように、あのあたりを一体的に整備することによって、上水の件、それから下水の件、下水に関しましては当然加入される方の同意が必要でございますので、協議を

して、入れてほしいというふうにおっしゃれば、整備に合わせて可能かというふうに思っております。以上であります。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

6 番（小川勝範君） 北部防災センターについては、自治会とか、地元の議員さん、ここに若園さんが見えるんですけど、いろいろ相談をしていただいて、ぜひ早急に実現をするようお願いしたいと思います。

続きまして、農協合併に伴い、瑞穂市に跡地があるんですね。9 支店と施設関係 4 カ所あります。JA もとすが合併する前に、ぜひ瑞穂市の発展のために、農協の跡地、並びに建物の有効利用ができないか。これは、会派の皆さん方で相談した素案を、私、これから発表いたします。

実はここに建物の中も全部写真があります。これは皆さん方に配るといいんですが、全部カラーコピーで撮っております。内容、どういうふうにするか。別に私は行政をやらかす質問ではございません。ひとつ前向きの姿勢でこれから言います。

まず本田支店は土地が 705.9 平米あるんです。建物が 300 平米、この土地をどういうふうにするかといいますと、まず瑞穂市第 1 分団、今狭いところでやっておるでしょう。第 1 分団の器具庫を本田支店へ移動して、そして合併して瑞穂市消防協会ができています。消防協会、この裏の下にあるでしょう。狭いところにあるんですよ。瑞穂市を背負っていく消防協会がなぜあんなところにある。本田支店の部屋も結構幾つかあります。これをうまく利用してやれないか。そして、本田支店は糸貫川の近辺に接しておりますので、もし糸貫川がはんらんした場合、いろんな水防関係の器具も入れてはどうか。

そして、次に牛牧支店です。牛牧支店は 1,246 平米あります。建物が 286.6 平米あります。これも先ほど言いましたように消防第 3 分団ですね。私も昨年度夜警に行ったら、いつ壊れるかわからんような器具庫におるんですね。私はあの現場を見てびっくりしたんですよ。要はそういう器具庫を牛牧支店。そして、あの中をよく見ますと、私はあんまり難しいことはわかりませんので、青少年育成センターの設置をあの牛牧支店でできないか。

そして次、生津支店、生津支店は瑞穂市の土地もありますので、農協の土地としては 176 平米、建物が 151 平米、この使用方法は、青少年育成センターでもつくったらどうか。中を見ると、トイレもある、結構あるんですよ。ぱっと見たら狭う感じるんですけど、現場を見ると、結構有効にできるんじゃないか。

そして、足洗支店は土地が 915.8 平米あります。建物は 383.3 平米。これもあの近辺の地域青少年センターを将来的につくったらどうかというような考えでございます。

そして次に、川崎支店。川崎支店は 363.1 平米あるんですが、全部借り地でございますので、

建物は92.1平米なのですが、どうしてもあの地域は交差点が狭いということで、交差点改良を早急に計画していただきたい。

そして次、鷺田支店、鷺田支店は土地が2,187平米、建物は99.5平米。この建物については、青少年育成センターの設置と。たまたま50メートルぐらいのところまで民間の家を借りて、そこで青少年育成センターをやっておるんですが、これも大変古くなっておるということで、早急にここに設置できないかと。中も狭いようですが、ワンフロアにしますと結構広いということでございます。そして、あと、大きな土地があるんですね。2,200弱の土地がありますので、将来、南小学校も今増築工事をやっておるんですが、あの近辺をひとつ南小学校の用地として何らか確保できないか。あのときに、要は支店がありまして、消防器具庫があって、水道タンクがある。ある部分にたばこ屋さんがあるんですね。あの方が御理解をしていただいたら、あの近辺も総合整備で南小学校の場所に大変いいなと思います。

そして船木支店、これは203平米、建物は79.5平米でございますが、これも地域青少年育成センター、そして中小学校の前は駐車場がないということで、駐車場にぜひお願いしたいと。

各支店の面積を合計しますと、土地が5,433.7平米、建物が1,300平米、これをぜひ瑞穂市の発展のために、ＪＡもとすがＪＡぎふになる前にぜひ買って、瑞穂市の発展のために寄与をしていただけるように努力していただけないか。これはだれが答弁されるんか。

議長（藤橋礼治君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） それでは、ＪＡもとすの各施設、建物、土地等の有効利用についての御質問についてお答えをさせていただきます。

議員御承知のように、平成20年4月1日から岐阜地域の農協の合併ということで現在進められております。ＪＡもとすの所有土地・建物につきまして、先般、ＪＡもとすから所有不動産の概要につきまして一覧表等添えて、市長の方に、地域に密着しているというふうな観点から市に優先的に売買契約を結んでいただきたいというような要望がありました。これを受けまして、先般、部長会等で下見を行いました。文教委員会でも先般現地視察をされたということを知っておりますが、現在、市といたしましては有効に活用ができる施設かどうかを検討しております。具体的に、巣南支店、穂積支店で、合併後引き続き使用される施設以外に、具体的に建物、用地等の提案をしていただきましたけれども、今後におきましては、細部の資料を収集いたしまして、建物の耐震性、安全性、あるいは売買価格等の調査を行いながら、御提案いただきました活用方法につきまして十分検討を加えながら、議会の皆様の御意見をいただき、取得に向けての予算措置を検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

6番（小川勝範君） この農協の跡地を瑞穂市が全部買うということで、多分きょう、本巢市の議員さんも来ていただいておりますね。瑞穂市が全部買うんやで、本巢も買ったらどうやと。我々はJAもとすの組合員でございますので、組合員である以上は高く買っていただいて、組合員に利益になるようにしてほしいといっても、私は議員の立場でございますので、議員は安く瑞穂市のためにやるというのが議員でございますので、その点は、総務部長、各担当部長も先般もこの会場を見ておりますので、ちょっと市長にお聞きしたいということで、これはぜひ早急に指示していただけるのか、ちょっと市長、答弁してください。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 小川議員のJAもとすの各支店の跡地のことにつきまして御質問がされております。また、御提案もいただいておりますのでございます。御案内のとおりでございます。実は私ども、農協の組合長の方から依頼を受けまして、今、総務部長からお答えをさせていただきまして、まず部長会におきまして、市が取得した場合、何に利用できるか、こんなところも会議を開き、また現地もすべて中身も見せていただきました。

また、実は私、かねて学童保育の問題におきまして、学童保育は公設公営で、できれば学校の敷地の中で、学校の敷地の中でない場合は隣接地、できるだけ近いところで学童保育を進めていきたいということをお答え申し上げておるところでございます。そんなところから、そういう意味合いも踏まえまして見せていただきました。今、小川議員がおっしゃいました青少年育成センターとかでございますが、学童保育の意味だと思っておりますが、学童保育に本当に適しておりますのが、牛牧の場合は生徒も603名を超えておまして、もう近々増築をしないと到底対応できないような状況でございます。そんな中でありまして、学校の中では当然できません。ですから、ちょうど隣接をいたしておりますので、そういうことに利用ができればというところでございます。

また、本田のこと、消防のお話もございました。あそこの場合は、まさに消防の倉庫のところでございます。そういう利用の仕方をしましたら、本当にいいところでございます。

さらには、巢南の南支店、これは学校に隣接いたしております。巢南も子供が今400何名になっておりますが、これは皆さんにお願いをいたしまして、今、校舎の増築をいたしております。これも四、五年たつと、また増築をしないといけない状況でございます。もう増築するところはございません。そんなような関係から、中のいろんな配置がえをしようと思すと、その近くでということになりますと、ちょうど持ってこいの場所でございます。御指摘のような形で利用ができればありがたいなと思っております。

川崎支店とか、こういったのはもう壊していただいて、道路の拡幅、交差点の改良、こういったところに市としてもお願いをしたいなと思っております。

生津支店におきましては、今ございましたけれども、ちょっと学童保育には交通量とか、い

ろんなものを考えますと、面積的にも狭隘等々でございます。いろいろございます。

牛牧団地の中の足洗支店におきましては、福祉の関係で既にお話があるようでございます。そういったこと等々踏まえまして、議員御指摘のようなことを踏まえまして、市として十分検討させていただき、今、総務部長からお答えをさせていただきました建物の耐震性、安全性等々もしながら、何といたしても価格が問題でございます。今後、議会の皆さんと早急に御相談申し上げて、最もいい形で利用できるような処理ができないか、御相談を申し上げて、できるだけ早く、3月までには結論を出して、取得となればそれまでにしなくてはいけないのではないかと思っております。十分これから御相談を申し上げていきますので、よろしく願いを申し上げまして、私の答弁にかえさせていただきます。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

6番（小川勝範君） 行政が土地を買う場合は目標なしでは買えませんので、今の農協、そして北部防災センター、合計すると面積は大体1町歩なんですね。これをぜひひとつ各担当部長、よく相談をして、早急にひとつ買う方向で進めていただきたい。総務部長、買う方向でいいね。ちょっと答弁してください。

議長（藤橋礼治君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 具体的に何平米と、どの施設というところまで、まだ詰めができておりませんが、十分活用のできる施設につきましては取得の方向で検討させていただきたいと思っております。以上です。

〔6番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

6番（小川勝範君） 今、新田部長が買う方向ということで、これ以上質問いたしません。

続きまして、旧巢南共同調理場の跡地利用ということで、これは土地の面積が2,523平米あるんですね。この給食センターの土地はまだ借り地でございます。やっぱり市になった場合、借り地ということは難しい立場になりますので、ぜひこの土地を買い上げていただいて、この跡地に瑞穂市トレーニングセンター及び老人健康センターの計画ができないかということで、瑞穂市トレーニングセンターというのは何をつくるのかといいますと、トレーニングホールとか相撲場、多目的ホール、そして結構建物が大きいですから、この中に老人健康センターも一緒につくって、その中で外国人の整体・マッサージ、老人介護、国際交流というのか、外国の技術をうまく利用して地域の老人介護にひとつ寄与できんか、ちょっと提案をさせていただきますが、土地の関係については総務部長、あと老人健康は青木部長、そして公室長、外国のことは公室長がよく知ってみえる。順番に、時間があと14分ですのでなるべく簡単にさっと答えてください。

議長（藤橋礼治君） それでは最初に、新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 給食センターの借地といいますか、跡地も含めての施設利用ということですが、面積等もかなりあります。具体的に今後の利用計画はまだ詰めができておりませんが、借地についてはできるだけ、財政計画の観点もありますけれど、公園等、すべて市の借地、現在、行政財産として使用しております借地につきましては、できるだけ計画的に購入をさせていただけるものなら、そちらの方向で進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 調理場の跡地を老人健康センターにどうかということでございます。

現在、そのすぐ近くに老人福祉センターがございます。そこで、今、おふる、それから憩いの場ということで活用しているわけでございます。そこといかに連携をとるかということがこれからの課題になってくるかと思っております。そこら辺も踏まえながら、各関係機関と調整をとりがてら、また考えてまいりたいと思っております。

議長（藤橋礼治君） 公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 小川議員さんの御質問で、外国人マッサージ、老人介護の問題ということで、外国人等の中でやったらどうかということですが、まず瑞穂市の外国の関係でちょっと説明いたしますと、現在、瑞穂市としては、穂積町時代から江西省の撫州市と、年1回ですが、撫州市の方から王という外事課の人が見えて、1年の友好をやっております。また、巢南町時代から、アメリカのオレゴン州ですが、ホームステイの関係でこれも毎年1回来てもらって、それぞれ近くのトヨタとか、ああいうところを見学させながら、今、瑞穂市は外国の二つのまちと今交流しております。そして、朝日大学の方が年間50人が100人が、ちょっと人数はわかりませんが、留学生が毎年来まして、一番最初に来たときは、留学生の方はうちの方で招待してやっておりましたが、今は学校だけでお願いしてございまして、先般も王先生というかな、総合センターで講演なんかやられて、結構活発に交流はしております。

それで、御質問の内容ですが、まず外国人マッサージといいますと、やっぱり東洋医学ですので、西洋医学と違った考え方で、そういう中で交流するのもいいじゃないかと思っております。

老人介護の関係ですが、最近雑誌を読んだんですが、フィリピンの方から、介護士の資格を取って日本へ来る人が多いということを聞いておりますので、そういう関係におきましても、これからグローバル化の時代ですので、そういうのを踏まえて検討した方がいいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔6番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

6番（小川勝範君） 今、大体答弁していただきましたが、これは巢南町共同調理場跡地でご

ざいますので、ちょっと次長に聞きますが、これ、補助金もらっておるでしょう。補助金をもらってやっておりますので、今、担当部長、私がいろんな要望をした、このようにやった場合、補助金を返還せんでもいいか、ちょっといいですか。

議長（藤橋礼治君） 福野教育長職務代理人。

教育長職務代理人（福野 正君） 取り壊した場合は補助金が若干あると思うんですが、建物をそのまま使って、例えば今言われましたトレーニングセンター、老人福祉センター、あるいは学童保育みたいな、そういう施設に変えていく場合は補助金返還はありませんと聞いています。以上です。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

6番（小川勝範君） 以上で質問を終わりますが、先ほども言いましたように、私が要望した土地の面積、今のを含めておよそ1町3反ですね。これ以上中身は言いませんが、1町3反というところとわかつておと思いますが、要は1町3反余を瑞穂市のためにぜひ買っていただいて、市民のために活用をしていただくことをお願いいたしまして、新政会の代表質問を終わります。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） これで新政会代表の小川勝範君の発言は終わりました。

これで、議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。午後は1時30分から開会しますので、よろしくお願い申し上げます。

傍聴の方、また午後もよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

休憩 午後0時05分

再開 午後1時30分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日本共産党瑞穂市議員団、小寺徹君の発言を許します。

小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番、日本共産党の小寺徹でございます。

後期高齢者医療制度について質問をいたします。

来年の4月から、75歳以上の高齢者の皆さんは後期高齢者医療保険に強制的に入れられて、保険料も引かれるという状態になってきます。そういう点で、これが発足すると、どういう状況になるかということを含め、質問し、さらに問題点も明らかにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

質問は質問席で行います。

後期高齢者医療制度が発足しますと、75歳以上の方がこの保険に加入することになるわけですが、瑞穂市内で75歳以上の対象者が何人お見えになるか。さらに、その対象者の中で、

内訳として、国民健康保険組合に入ってみえる加入者は何人か。さらに、息子さんが組合健保に入ってみえて、その扶養になってみえる方、そういう加入者は何人か。また、政府管掌保険の加入者は何人か。分けて、加入の状況をお知らせ願いたいと思います。

また、そのうちで年収 180万以下の方は今まで扶養ということで医療保険の負担は全然ないわけですが、今回発足しますと、その方たちも保険料を払わなければならなくなるということでもありますので、そういう対象者は何人お見えになるのかということについてお尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 瑞穂市内の後期高齢者の対象者数でございますけれども、この9月1日現在での老人保健加入者から分析いたしますと、老人保健加入者が 3,384名となっております。そのうち国保加入者が 2,578名、国保組合61名、組合健保 157名、政府管掌保険 485人、共済組合 103人となっております。各保険制度の被扶養者につきましては、これらの各保険者に問い合わせをいたしましても、被保険者、被扶養者の住所管理がなされていないということで把握ができない状態でございます。また、年収 180万以下で扶養家族になっている高齢者の人数も、同じような理由によって、こちらではちょっと把握しかねております。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 組合健保に加入してみえて、その扶養になってみえる実態がどうもまだつかめないということでございますけれども、この制度が発足しますと、その方々からも医療保険を徴収するということになって、それは年金から差っ引くということで、75歳以上の高齢者の方たちには今までより負担が増加するという制度になるということではないかと、確認をしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） ケース・バイ・ケースが出てくるかと思えますけれども、一概に高くなるということも言えない状況でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 保険料がどうなるかによって、ケース・バイ・ケースが出てくるということがあると思うんですけれども、しかし、今、年収 180万以下の組合健保へ入ってみえて、扶養になってみえる方は、みずから保険料を払っていることはないわけで、息子さんがその組合の保険料を払って、それで扶養になっているということでもありますから、そういう方たちが今度はそこから抜けて、後期高齢者医療保険に入って、そこから料金徴収をされるということですから、確実にその人たちは負担が本人の懐から、特に年金から差っ引かれる人は年金が

ら差っ引かれるということは事実ですから、負担がふえるということになるのではないかと
思うんですが、その辺はどうですか。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 個人じゃなしに、世帯ということで考えてまいりますと、その保険
組合に支援金という格好でまた徴収がされるというような格好もできてきます。ですから、一
概に言えないと申し上げたのはその理由でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） それでは次に、保険料のことについて質問をしたいと思います。

保険料については、各県ごとに広域連合の保険組合をつくるということでこれから動いてい
く。今、準備が進められているということでございます。厚生労働省の発表によりますと、保
険料は月額平均 6,200円くらいになるということを発表しております。これも平均ですから、
人によって違いますし、保険体系も均等割と所得割があって、所得が多い人はもっとふえる
ということになっておるわけですけれども、保険料について、岐阜県の広域連合では今どうなっ
て、どういう段取りで決められようとしておるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 後期高齢者の医療制度の保険料につきましては、被保険者の均等割
と所得割の2方式におきまして、11月16日予定でございますけれども、後期高齢者広域連合の
議会において決定される予定と聞いております。そして、賦課限度額は50万になるんじゃない
かということも聞いております。

そして、保険料の金額、全国平均で大体 6,200円ということでございますけれども、現在の
ところ、医療給付等の歳出総額がまだ正式に決まっていないのが現状でございます。医療給
付費の12分の1が市の公費負担分となります。ですから、まだそこら辺の個人負担のところま
でいくかということは広域の方でもまだしっかり確定していないのが現状でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 11月16日に議会が開かれて、そこでということで、これから議論が煮
詰まっていくわけですけれども、保険料を決めるときの財源の負担率について、国がどれだけ、
市がどれだけということで、今、調整がされていると思うんですけれども、その辺の負担率は
どうなっておるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 負担率でございますけれども、公費が5割、それから高齢者の保険
料が1割、それからあとの4割を後期高齢者支援金という格好でかかってまいります。この後

期高齢者支援金といいますのは、各保険組合からの、いわゆる若年層といいますか、若者の支援金ということになるわけでございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 公費が50%ということですが、公費の中でも、国の国庫負担と、それから県・市の負担率があると思うんですね。その辺のことは決まっているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 公費5割と申し上げましたが、その内訳でございますが、国が4、それから県が1、それから市町村、市が1というような割合で、その5割がかかってくると思いますか、それだけの支援金といいますか、出すようになっております。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 75歳以上の方は高齢者で、主に年金で生活されてみえる方が多いと思うんですね。そういう方たちの保険を徴収するということは、今までの歴史の流れからいいますと、高齢者については老人医療無料化ということで、保険料を納めなくていい、窓口でも払わなくてもいいという制度が発足しておったわけですが、それが徐々に窓口の負担がどんどん多くなって、今度は保険料まで払うというところまで来て、老人の医療に関する施策がだんだんだんだん後退してきたと思っております。そういう中で、この保険料を安くするということはどうしても必要だと思います。安くするには、国・県・市の保険負担率を多くして、保険者から保険料を安くすると、そういうことが必要だと考えるわけでございます。そういう点で、特に年金の場合、非常に人によって違うわけですね。国民年金の場合は非常に安い年金しか受給できないという実態になってきます。そういう点で、低所得者でどうしても保険料が払えないという人たちに対して、保険料を減免するという制度が必要じゃないかと考えておるんですが、そういうことを検討されているのかどうかをお尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 軽減措置でございますけれども、国保の軽減措置と同じように、7割、5割、2割の軽減措置ができないかということで、現在、連合の方で検討が進められているところでございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 国保の場合のそういう軽減措置は、法律に決まった制度上の軽減措置でございます。さらにもう一つは、どうしても経済的な事情で、生活に困って、保険料も払え

ないという生活実態の中から、そこの組合の責任者が合意をすれば保険料を減免すると。安くするという判断のできる制度を導入したらどうかという提案でございます。これは、国民健康保険の場合でも、他の市町村で法定減免以外に経済状況によってどうしても払えないという場合には減免措置を設けておるわけですが、条例でそういうことを決めてやっておるといいう制度があるわけですが、そういう制度をぜひこの後期高齢者保険の中でも適用をするということをぜひひとつ議会の中で発言をしてほしいということで、市長が議員として16日には出席をされるわけですが、そういう立場でぜひ議会の中で発言して要望してほしいと思うんですが、市長のお考えはどうか、お聞きしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 小寺議員の御質問にお答えをしたいと思います。

近々また議会もでございます。御指摘がございましたことについて、私としましてもそういう考え方を持っておりますので、またそういう場でも発言をしてまいりたいと思いますし、市の方におきましては、弱者救済といえますか、そういう関係で、これも皆さん方と御相談申し上げて、できる限りのことを考えなくてはいけないなと思っております。今のところはそこまでしか申し上げられませんので、よろしくお願い申し上げます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） その趣旨に沿って広域連合の議会の中でも発言していただくという答弁でしたので、ぜひひとつよろしくお聞きしたいと思います。

次に、保険料の問題で、年金から徴収をするということになるわけですね。年金の額も非常に少なく、今、介護保険を引いて、さらに年金が上積みされるということになりますと、1万円以上が差引かれるということになるんじゃないかと思うんですね。そういう点で、無年金者や、年金額が少なくて引けんという場合、どうされるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 年金額が18万円以上の方につきましては、介護保険料と国保税を合わせた額の9割額が支給月の年金の2分の1を超えなければ天引きをされるということになります。それ以下の方は普通徴収ということになります。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 普通徴収といえますと、広域連合から各個人に納付書を送ってきて、それで振り込むという形になるんですか。そしてまた、そのほかに瑞穂市は何かかわりを持つのかどうか、その辺はどうなんですか。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 今の介護保険と同じような格好で、いわゆる令書を発行して、徴収をするというような格好になるかと思えます。そして、瑞穂市のかかわりとしては、収納は市の方で行わなければならないということになると思えますので、こちらがそこに関係していくかと思えます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） それで、この後期高齢者医療保険制度発足に伴って医療制度も変わってきておるわけですね。一つ変わったということで、国民健康保険に入ってみえる方も、65歳以上の人は年金から保険料を天引きすると。法律的にはそうなっておるということが報道されておるんですけども、それは事実かどうか。そして、瑞穂市はこれに対応するための準備を今進めてみえるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 65歳以上75歳未満の方につきましても、先ほど申しましたような年金からの徴収ということになります。それで、この徴収方法につきましても、後期高齢者との関係が出てまいりますので、後期高齢者との歩調を合わせて事務を進めてまいりたいと思っております。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 年金から差っ引く場合には、年金を差っ引いてもいいよというような本人の了解を得て、引くということになるのか、その年齢に達した人は自動的に年金から引くということで、実務的にそれをやってしまうということになるのか、その辺はどうですか。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 自動的に65歳になれば年金からの天引き徴収といえますか、そのように特別徴収になってくるわけでございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） これは、保険料を取りはぐれのないように、未納をなくすためにということでそういう法律ができてやられると思うんですけども、勝手にぱっと引いてしまうのはいかがなものかということをおもっております。

もう一つ、この医療保険制度の変わったところで確認したいと思います。70歳から74歳の人たちで、現役に相当する人と下回る人と2ランクに分けておるんですけども、現在、窓口の1割負担の人が、今度これが発足する4月からは窓口負担2割に引き上がると。そういうことが法律で決まれば、それが発効していくということになるのかどうか、確認をしたいと思います。

ます。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 議員お見込みのとおりでございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 今、この後期高齢者医療問題が、自民党と公明党の政権で強行的に医療制度が新たに変わったわけですけれども、さきの参議院選挙で、余にも国民に冷たいということで国民の審判がされて、ちょっとこれは行き過ぎだということで、今、議論されているのは、公明党の方から、今度の自民党との政権協議に当たって、この後期高齢者問題で見直すということで提案をしようということであるんですが、新聞報道によりますと、70歳から74歳の窓口負担を1割に据え置くということにしたいという方向が出ておりますし、さらに後期高齢者医療制度について、現在、扶養親族になっている人、全国で大体200万人くらい見えるそうですが、その人たちから今までも徴収しなかったんですから、今度新たに徴収するというやつを凍結するという方向で手直しをするような方向で進めたいということを書いてみます。さらに今、総裁選挙の中で、決まったかどうかわかりませんが、福田氏は70歳から74歳の窓口の1割から2割への引き上げの凍結を検討すると、そういうようなことも書いてみるわけでございます。そういう点から見ると、この後期高齢者医療の問題、さらにこの法律に伴った医療制度の改正の問題については非常に問題があるということで、今国会でも論議されるということになると思うわけでありまして。そういう点も含めて、来年の4月の発足というのは、そういう議論を含めていくと早いんじゃないかと。もっと十分議論をして、国民が納得いく状況をつくってから発足するということが、一時凍結も必要じゃないかということを私は思っております。今度の議会の中でもそういういろいろな問題点があり、国会でも論議されるという点で、全国的な問題ですから国の方の判断が必要ですが、こういう声を地域から上げていくということが必要であると思うんですが、そういう点で、広域連合の議会の中でも、こういう状況があることによって凍結し、先延ばしして、もっと改善をしていくという方向で議論をしていく必要があるんじゃないかと思うんですが、議員であられる市長はそこら辺どう考えられるか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをいたしたいと思っております。

運用につきましては、実際やってみないとわからない点が多々あるわけでございます。いろいろ今御指摘をいただいておりますところでございますけど、いろいろと研究をさせていただいて、その方向づけをしてまいりたいと思っております。このことにつきましては少しお時間をいただきたいなど、このように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

い。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） この問題は、これから自民党の総裁が決まり、首相が決まって、またさらに公明党と自民党の政権協議の中でも論議になっていくという点で、そういう政治状況の中での問題が出てくると思いますので、ぜひそういうところを敏感につかみ、高齢者の負担を少なくし、高齢者にいい医療制度になるようにという立場で、ぜひひとつ議会の中で取り組んでいただきたいということを市長に要望しておきたいと思います。

後期高齢者の問題の3点目ですけれども、後期高齢者医療が入ってきて、1年以上保険料を経済的な状況で納められないという方たちに対して、保険証を取り上げて、資格証明書を発行するということになるわけでございます。今までの国民健康保険でいきますと、国民健康保険の場合は75歳以上の人については資格証明書を発行しない、保険証を取り上げないと。要するに高齢者になってから、そういう冷たいことはやらんよという法律の精神だったんですが、今回の後期高齢者医療制度の発足によって、75歳以上の人でも保険証を取り上げてしまう。病気になっても、医者へ行けば窓口で全額負担になる。行きたくても行けなくて、どうしても行かんらんとときには重病になってしまう、また医療費が高負担になってしまう、そういうことが発生するんじゃないかということが懸念をされるわけでございます。そういう点で、この後期高齢者医療制度が発足しても、75歳以上の人に対する資格証明書の発行、保険証の取り上げはしないという方向にならないかということが私の要望でございますが、それについて、これも広域連合の議会の中で大きく左右するものですから、市長はそこら辺をどう考え、また議会の中でどういう方向に持っていかれるか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） このことにおきましては担当部局と話をしておりますので、担当の部長の方から御答弁をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 資格証についてでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり軽減措置が今検討されており、また加入者でもって支え合う。また若者とといいますか、ほかの保険に加入しているものが支援金として支えあって、お互いに支え合っていこうというのが趣旨としてございます。その中で、後期高齢者の方の未納者に資格証を発行しないということになりますとやはり公平性等に欠けてくると考えられます。ですから、広域連合の方もそのように国保と同じような考えでいきたいというふうに今検討されている状況でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 滞納して、1年以上払えないという人たちについては、いろいろあって、横着で払わんという人も見えるかもしれませんが、多くは経済的な状況で払いたくても払えないという人が多いと私は思っております。そういう点では、高齢者に温かい市政をということで、社会保障的にお互いに市・国が手を差し伸べていくということが私は必要じゃないかなと思っております。そういう点で、資格証明書を発行しないという方向にぜひ持って行っていただきたいということを要望しておきたいと思えます。

もう一つ、これに関連いたしまして、さきの一般質問のときに、中学校卒業までの子供の医療費が無料化になったと。大変子育てに対して市政が手を差し伸べて、非常に喜ばれておる状況でございます。そういう中でも、国保税を1年以上滞納すると資格証明書が取り上げられるということになってしまうと、その家族に中学生以下の子供がいる場合も無料化の恩恵が受けられないことになってしまいます。

先ほど、質問で聞いたが、対象は非常に少ないと。2人か3人ということを知っておるんですけども、2人か3人でもそういう対象が出てくるという点で、中学生以下の生徒・子供がいる家族に対して資格証明書を発行しないようにできないかという質問をいたしました。市長の答弁は、市民部長とよく相談して対応したいという答弁でございましたけれども、その結論は出たのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 現行法上では、資格証明書を発行しまして、医療機関で10割払っていただいて、あと国保の方から7割を還付するというような格好になっているところでございます。そして、中学生以下ということでございますけれども、中学生以下につきましては、この10月、来月からでございますが、医療が無料化になります。また、それだけの恩恵も受けるわけです。医療機関で10割払っていただければ、国保の方から7割、それから福祉医療の方から3割というふうに本人の方に還付をいたします。この中学生に対して不利になるということはないかと思えます。ちょっと面倒な手続が必要になってくるだけではないかと思っております。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 最後に、この後期高齢者医療制度が発足するに当たって、さらにもうちょっと大きな問題として出てきますのは、医療に対して差別が出てくるんじゃないかということが懸念されます。この中で、厚生労働省の方針では、後期高齢者の心身の特性にふさわしい医療の提供ができるよう新たな診療報酬体制を構築するということになっております。新たな診療報酬体制というのは、医療の値段なわけでありまして。高齢者にふさわしいという点では、この発足そもそもが高齢者があまり医療を使わないということですから、高齢者には高度な医

療の治療をさせないということになってきます。そういう点で、医療費の上限を決めて、これ以上の医療は高齢者に施すなという報酬体制になってきて、高齢者に対する医療が差別されると、そういうことが発足してくる懸念があるわけであります。政府の政策経済財政諮問会議の中で、経団連の御手洗会長が今会長をやっているんですが、ここの中でも、これはそもそもは医療のコストを削減することが目的だということを言っております。特に08年度から後期医療制度は高齢者医療を中心とした医療費の増大が見込まれており、導入当初から包括払いを基本とした制度設計が大事であるということで、包括払いとは病気ごとに治療費の上限が決められるということで、高額な医療費については上限を決めてしまうと。受けた場合は別にお金を払わないかんということになります。その保険が払えない場合は、民間の医療保険へ入って、その保険から払ってもらうようにせよということになってくるわけございまして、高齢者に対する医療の差別が発生をするということも今後出てくるということがありますので、ぜひひとつこの問題も含めて論議願って、後期高齢者医療保険制度については当面は凍結し、もっと十分見直し、論議をするという方向でぜひひとつ岐阜県の広域医療保険の議会の中で論議をしてほしいということをお願いしておきたいと思っております。

次に大きい質問といたしまして、国民健康保険財政の現状と保険税の見直しについて質問をいたします。

現在の国民健康保険財政の現状は、今議会に認定として出されております18年度決算によりますと、歳入が38億7,000万円、歳出が35億9,000万円、繰越金として2億8,000万円がございまして。さらに基金として、18年度末で7億1,500万円ございまして。この基金の7億1,500万円の中から、当初、19年度へ2億円が繰り入れられ、9月の補正では1億5,000万円減額をされております。そういうことを差し引くと、私の計算では6億6,500万円の基金があると。繰越金と基金を合わせますと約9億4,300万円の財源があるということで、国保値下げの財源は十分あると私は思っております。この国保料金の値下げについては、前の松野市長のときの議論の中では、来年4月から後期高齢者医療保険制度が発足し、保険制度も大きく変わると。そういうことを見通しながら国保税の見直しを検討したいと。その見直しをどうかということについては、値下げをするということは明言されませんでしたけれども、基金はたくさんたまっておるでねということをおっしゃってございましたので、当然それを活用して値下げをするということをおっしゃるわけですが、その辺について、私の言いました財源の問題としていいのかどうか。さらに、この財源を活用して、値下げをするという財源があるか見通されるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 基金残高は、議員がおっしゃられるように、現在でございます。ですけども、この後期高齢者保険に対しての負担割合が、いわゆる支援金でございますけれども、

支援金がどれくらいになるかというのはまだ私どもつかんでおりません。そしてまた、連合の方にもまだ数字が出ていない状況でございます。ですから、この数字を踏まえて、国保の財源はどうしたらいいかというのを考えてまいりたいと思っております。11月に向こうの議会が開かれますので、大体そのころになれば決まるんじゃないかなという感じはいたしますけれども、私どもも事務を進める上に当たりまして、一日でも早くその情報といいますか、その数字が欲しいのが現状でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 拠出金については、現行の老人保健医療事業の中では、18年度の決算で見ますと6億5,900万円の拠出をしておりますね。見通しとして、これより多くなるという見通しをされているのか、下がるのか、そこら辺の見通しは全然立たないということなのかどうか。

それからもう一つは、後期高齢者医療保険制度が発足いたしますと、国保に加入してみえる方が脱退をされるものですから、そうすると、均等割の3万3,000円が国保へは入ってこなくなるということが一つで、これは収入の面で減になるということですが、しかし、医療給付金として、高齢者の方たちが医療給付費も今まで老人保健事業から払っておったんですが、給付はそれだけ減るということですね。その差し引き勘定は大体どのくらいになるという換算をされてみえるのか、その辺はどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 言われました見通し等も、連合の方の負担金、支援金といいますか、そこら辺のところは全然見えない状況でございます、私どもも算出基礎をどこに持っていかという分母がございませんので、現在のところ見通しはございません。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） それでは、そこら辺の見通しが立った、また12月の議会の中でこの問題については議論をしていきたいと思っております。

もし、今後値下げをするということを検討する場合に、今、四つの徴収をしておりますけれども、考え方として、どこをどういうふうに減らしていくというような考え方が今の時点であるのかどうか。値下げの方法について、考え方があるかどうかお尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 今現在、4方式をもって賦課をさせていただいておるわけですが、これをどうするかということはまだ考えておりませんが、いずれにいたしましても、いわゆる7割、5割、2割の軽減がききます応能・応益割を50・50に持っていく

必要があるかと思っておりますので、そこら辺のところできかにバランスをとっていくかが必要だと思っております。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） もう一つ聞きたいんですが、軽減措置を設けるときに、県や国の指導が応能と応益を5・5にせよと。それは最大限どの辺までの枠があるのか。要するに確実に5・5ではない。今でもないですわね。だもんですから、43と57か、そういうような、ここら辺の枠があるでしょう。どこら辺までの許容範囲があるのか、それをお尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） しっかりした記憶ではございませんが、確かに5%、45から55ですか、そこら辺の範囲だったと思います。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） これで質問を終わります。まだ、これから後期高齢者医療保険制度が先が見えてきて、そういう中で、それが凍結ならいいわけですがけれども、いろいろこれから流動的だと思いますので、そういう点をはっきりしてきた段階で、また国保財政の問題、また保険税の値下げの問題については議論をし、私も研究して、どういう方法がいいか、研究をさせていただいて、提案をできるようにしたいと思いますので、よろしくお願いします。どうもありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 以上で、日本共産党瑞穂市議員団、小寺徹君の発言は終わりました。

続きまして、民主党瑞穂会、松野藤四郎君の発言を許します。

12番 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 議長さんから発言の許可をいただきましたので、議席番号12番、民主党瑞穂会の松野藤四郎が、さきに通告してあります事項4点について質問をいたします。

ことしの夏は非常に猛暑、酷暑ということで、連日暑い日が続いて、この岐阜県というのは、日本一気温が高かったという汚名がありましたですね。なおかつ、昨年においては岐阜県庁における不正な資金問題で全国一となったということでございます。

もう一つ大きく考えれば、国においては、消えた年金が5,000万円。いわゆるだれが年金保険料を納めたかわからない記録、あるいは1,900万円の現金が支給されていない保険料納付記録など、国民の安全・安心な政治を行われなければならない基本的なことがされていない。さらに地域間のもとより、我々の暮らしを含め、格差が拡大しております。その一番の原因は、増税、あるいは社会保険料の引き上げ、窓口負担の増大を初めとする生活負担など、国民に痛みを押しつけてきました安倍政権、その前の小泉政権に対し、国民がノーと判断した結果は、

皆さん御承知のとおりでございます。

そこで、昨年の岐阜県庁での不正資金問題に対しては、不正につくられました19億円、これは知事を先頭に早急に原因究明し、問題解決をされてきております。あってはならないことではあります、その対応については、一部ではあります。評価するところでございます。また、最近では17万円の不正資金が出たということも新聞報道で発表されております。

そこで、当市においても不正に近い資金があるということですね。これは、ことし、19年の3月に私が議会の中で質問いたしましたところですが、その時点で600万円近くのお金が出所不明金として保管しているとの答弁でございました。

まず最初にお尋ねをしたいのが、この出所不明金についてはいつごろから発生したのか。また、年度別、あるいは項目別にわかれば御回答願いたいというふうに思っております。

以下の質問については、質問席からいたします。

議長（藤橋礼治君） 奥田会計管理者。

会計管理者（奥田尚道君） 松野藤四郎議員の質問にお答えさせていただきます。

現金の保管ということでございますので、会計管理者の私の方から答弁をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

まずもって、不正な資金というようなことでございますが、当市におきましては、御質問のような不正な資金というたぐいのものはございません。いわゆる意図を持ってとか、作為を持ってプールしたようなお金があるということではございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

御質問の、いつごろからというようなことでございますが、これは合併時において発生しているようでございます。簡単に経緯を申し上げますと、歳入歳出外現金というものでございまして、これは、先ほど議員御指摘されましたように、既に平成18年9月議会において松野前市長が棚瀬悦宏議員の質問にお答えする形で明らかにしておることではございますが、要は一般会計とは別に、財布がわりに会計の方で持つておる歳入歳出外現金というのがございまして、そこに不明金があるということでございます。そして、ことしの3月議会でございますが、前収入役が金額についてもその後調査した結果、13万1,473円が処理できましたんですが、これを差し引いた残額587万8,153円がいまだに不明金として保管をさせていただいておるということを表明したところでございます。以上、お答えとさせていただきます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） この3月のときに、河合収入役から13万幾ら処理をしたと。その内容については、共済組合とか保険の関係でお金を返したという話がございました。要は現在残っています歳入歳出外ということで管理しています587万円について、項目というのか、どう

いったものを合計していくと 587万円になるのか、そこら辺をひとつお願いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 奥田会計管理者。

会計管理者（奥田尚道君） 項目ですね。一応歳入歳出外現金という形で会計の形をなしておりますが、科目ということでございまして、科目では県及び市町村民税、そしてその他の保管金という二つの科目で保管してございます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） このお金は、合併後に発覚したのか、合併以後に発生したのかということ、私、ちょっと解釈をとりにくいんですが、一回お願いします。

議長（藤橋礼治君） 奥田会計管理者。

会計管理者（奥田尚道君） これを発見した経緯は、16年度の決算書を作成する段階で一向に動かないお金があると。いわゆる歳入歳出外現金というのは、先ほど申しましたように財布のように持っております、これは起票原課が一般会計から支払いがあるので、こちらに移すよというふうな指示があって会計が預かるわけですね。それが今度、支払いの起票がされてくるわけですね。その支払いの起票に基づきまして会計の方では支出をします。そういった作業を行っていく中で、ある程度動かないお金があると。これはおかしいなということで、会計課の方で疑問を持ちまして、調べてまいりました。そうしたところ、瑞穂市になってからは全部突き合わせができたんですが、いわゆる合併時において引き継いだお金の中に動かないものがあるなということがわかりました。それでもって、会計課の方である程度調べてみたということでございまして、基本的には、収入役もそうですが、会計管理者においては、保管を命ぜられて保管しておるということでございまして、ただ動かないお金があるので不思議に思いまして、調査した結果、どうも合併時において、両町から受け継いだわけですが、穂積町の受け継いだお金は、先ほど申しましたように12万何ぼありまして、それが処理できた。あと、その500何万については巢南町から引き継いだ現金の中で動かないお金があるということを知明しております。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 587万円は巢南町から引き継いだということですが、歳入歳出外ということで処理、管理をされているということでございますが、通常一般会計、あるいは特別会計等は当該年度で決算をいたしまして、議会で承認というような格好になるわけですが、歳入歳出外といいます不明金の取り扱いには別に議会には報告は要らないというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 奥田会計管理者。

会計管理者（奥田尚道君） 歳入歳出外現金といいますのは、日々流動する関係で、会計というか、決算というのではないわけなんです。要はポケットがわりに入れておいて、指示が来たら出すという形なんです。ただ、その出し入れについては、市長部局からのそれぞれ伝票によって処理がされているということでございます。それで、決算というのはいけませんので、どういうふうに明らかにしているかといいますと、毎月、例月出納検査というのが自治法の規定でございまして、監査委員さんに御報告をする場でございますが、その場において監査委員さんには御報告を申し上げておりますし、それから、そういったたぐいのものがありますということも代表監査委員にも説明をしております。その例月出納検査の折には、いわゆる歳入歳出外現金、月締めで幾らありますということを通帳の残高証明書をもって確認をしていただいております。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 国の方では、社会保険庁の消えた年金、これは5,000万件と先ほど言いましたが、だれが年金保険料を納めたかわからない記録であると言われておるんですが、当瑞穂市においても、市町村民税、あるいはその他という御答弁でございましたが、仮に市町村民税等を二重に納めた人がいるかもわかりませんね。結局、要はその当該年度になぜ処理をしてこなかったか。これをちょっとお聞きしたいんですが、原因が発生した、出所不明金と言っておるんですが、中身は市町村民税だと先ほど言われましたね。市町村民税、あるいはその他のお金だということですので、やはり市民、あるいは各団体等が納めたお金だと思いますね。それが二重に払っているのか、余分に市の方が請求しておるのかわかりませんが、そういった歳入歳出外の不明金についてはその当該年度で処理するのが当然だと思うんですが、その見解をお願いしたいんですが。

議長（藤橋礼治君） 奥田会計管理者。

会計管理者（奥田尚道君） 先ほど申しましたように、16年度の決算の段階で、決算というの、もちろん一般会計とか特別会計のことでございますが、その中で、歳入歳出外のお金についてもチェックしていった段階で、動かないお金があるということ把握しまして、調査を始めたんですが、その調査が、先ほども申しましたように、いわゆる合併前の既に消滅した自治体の関係でございますので、書類を一つ調べるということもなかなか手間取りまして、先ほど申しましたように、18年の9月ぐらいに大体概要がわかったということで、前市長が議会にも御報告申し上げたところでございますが、それ以後についても鋭意、先ほど申しましたように担当課がございまして、担当課の方でもって調査をしていただいております。現在もしているわけでございますが、その中で、先ほど申されましたような税金が二重に納められたとか、あるいは過誤納の分でまだ還付されていないものはないというふうに伺っております。

それで、要は一般会計の中でいかに部分があるとか、過誤納があれば、それは一般会計の中で処理されるわけですね。項目として、先ほど申しました県税及び市町村民税というのがつくってございますが、これはどういうあれかと申しますと、例えば職員に給与を支払ったときに、特別徴収といいまして、給与担当者が引きまして、そして、その職員が住んでおる自治体へ税金を納めるわけですが、そういったものを処理する科目として、そこにお金を入れておった。県税なんかもそこに入ってくるわけですが、そういった科目の中で発生しておると。

それから、その他については、これは本当に昨年9月に松野市長も言ってみえましたが、赤電話とか、それから社会保険料、あと互助会費とか、例えば職員が共済で薬を購入するような、そういうもろもろのものがみんな入っておるわけですね。そこらをずうっと調べておるんですが、細かいお金の積算の中で生じてきているということで、ちょっと十分に把握はできていないと。先ほど申しましたように、新市からにおいては、すべて突合ができておる。そして、穂積町については、12万何ぼの差があって、それについては清算をしたと。ただ、巢南については、書類の関係上、見た段階では即座に原因が究明できていないということでございまして、いたずらに引き延ばしをしておるわけではございません。担当課においては調査をしていただいておりますし、会計課においても、会計の帳簿の中で一応調査はしておるということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） じゃあ次ですが、出所不明金ですね。要は歳入歳出外ということで管理をしているお金ですが、社会保険庁では職員が勝手に流用していると。その金額は相当なものだというふうで、きのうでしたか、2億数千万円ということに報道されておるんですが、あってはならないんですが、そういった流用というのは市の方ではないでしょうね。

議長（藤橋礼治君） 奥田会計管理者。

会計管理者（奥田尚道君） 会計の方の帳簿の中では、流用といったような、そういったものはございません。足らないというんじゃなくて、多いということでございますから、そういった流用等はされておりません。先ほど申しましたように会計をお預かりしているだけで、伝票が起きてこなければ支払いませんし、伝票が起きてきた場合は、それが真正な支払いかどうかということをチェックするのが私どもの役目でございますので、今の時点では流用といったような事実はございません。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） お金の方はしっかり管理をされているということでございますが、要はこの不明金を今後どうしていくかと。これをゼロにするためには、今後どういうふうにお

考えなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 奥田会計管理者。

会計管理者（奥田尚道君） 15年以前にそれぞれ事実関係が発生して、こういった残金になっておるわけですが、とりあえず自治法の規定の中に、自治体のこういったお金に関する時効という規定がございますね。これが、昨年の松野市長の答弁の中でも時効ということのを待たざるを得ないというようなお話もされておったんですが、仮に15年以前であれば完全に時効が来ているんですけども、15年5月の合併のときに引き継いで、それが最新だとしたら、時効の5年という期間は来年の4月30日でもって完成するわけですね。それまでほかっておくというわけではございません。調べはしますけれども、真正なる債権者が名乗りでなければ時効が完成するのではないかと思います。自治法の規定によりますと、時効については、援用は必要ないということでございますので、時間が経過すれば、必然的に債権債務は消滅するというような考えを持っております。時効が完成した暁には、市の一般会計の方に雑入という形で受けるのが望ましいのではないかという判断をしておりますが、いずれにしましても、先ほど申しましたように保管している立場で僭越なことは言えませんので、最終的には市長部局の方で御判断をされるものと考えております。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） ゼロにするには時効を待ってやるということで、合併後5年、要は来年ということですが、果たしてこれでいいのかなと思うわけですね。ということは、例えば社会保険庁で言っておる消えた年金の問題もいろいろあるんですが、社保庁は全員解決するまでやると言っておるわけですね、年金の話は。一生懸命努力しているんですよ。けれども、うちの方は自治法の規定で時効5年でやるということですが、587万円の内訳を、先ほど社会保険料とか互助会とか言われていますので、そこら辺はやっぱり追及するのも僕は一つの手だと思うんですが、どのようにお考えでしょうかね。

議長（藤橋礼治君） 奥田会計管理者。

会計管理者（奥田尚道君） 会計で把握する帳簿の中でいろいろ調査しまして、先ほど申しましたような赤電話とか、そういうことはないというように思っています。最終的には、いわゆる会計の方に預かりを命じた課があるわけですが、そちらの課の方とも連携をとって調査はしなきゃいけないと思いますが、今聞いている範囲では、原課の方でも調査をさせていただいておりまして、その中でも、やはり先ほど申しましたように、二重に徴収した部分があるとか、未還付部分があるとか、そういったたぐいのものはないということでございまして、社会保険料についても変動が激しいものでございますので、一つ一つをつぶさにつぶしていく調査をした面もあります。それで、先ほど申しましたように穂積町については十何万の間違いが

あって、清算ができたということでございまして、そういった形で、当たれる範囲については会計サイドでは調査をしたところでございます。ただ、何せもう5年以上も前のことになりますと、帳簿も会計年度で10年保存しておるわけでございますが、それ以前のものも含まれているように思われまして、なかなかすべてを調査し切れていないというのが現状でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） このお金というのは、結局市の職員の関係のお金ということでいいですね。社会保険料とか互助会というお話は。そういうふうでいいですか。

議長（藤橋礼治君） 奥田会計管理者。

会計管理者（奥田尚道君） 社会保険料とか互助会とか、そういうものになりますと、対象は市職員でございますね。ですから、先ほど申しました12万何ぼの中にも、やめてしまった職員のものもありましたし、それから現職のものもありましたが、ことわけを話して、納めてもらったり、あるいは返したりということをしたわけでございますが、対象がその他の関係については市の職員だというふうに思います。あと、県及び市町村民税については、職員から引いたものもありますし、ただ科目がそうだというだけで、県税なんかも絡んでくるのかなというふうに思いますけれども、そこら辺の細かい究明はまだされていませんし、県については、既にはや各2町で報告されて納付がされていますので、該当はしないなというふうに思っておりますけど。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 今後とも、こういったお金の管理というのはしっかりやっていただきたいというふうに思っております。

引き続きまして、後期高齢者の医療制度、これは先ほどの共産党の小寺さんと重複する質問中にあるかと思いますが、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

現在、高齢者というのは、老人保健制度、高齢者医療制度が平成14年10月から70歳から75歳に引き上げられたばかりでございますが、75歳以上の後期高齢者について、この目的は、心身の特性や生活実態を踏まえて云々と書いてありますが、なぜ平成20年4月から後期高齢者制度を設けないといけないのか、これについてお尋ねします。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） なぜそうしなければならないかということでございますが、近年、急速な少子・高齢化、また経済の低成長、国民生活の意識の変化等によりまして、大きな生活環境の変化の中にあるところでございます。この激動の変化の中において、世界でも例を見ない国民皆保険制度を堅持いたしまして、医療制度を将来にわたって持続可能な強固なものとする

る必要があるわけでございます。現在の老人保健制度では、財政運営の面から、高齢者の医療費は現役世代と比較して非常に高額でありまして、その負担は世代間で不明確であることや、各保険者間での不公平感が生じておるところでございます。近年の少子・高齢化傾向から、若年層からの保険料により支えてもらうにも限度があります。将来にわたりまして持続可能な医療制度を確立することは不可能になってきたと思われまます。そのために、財政の安定化を図るために、県を単位とした広域連合にて運営することで、公平な拠出金、安定した財政運営が可能となりまして、持続可能な医療制度、いわゆる後期高齢者医療制度を創設する必要があったわけでございます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 創設の意味はわかりましたが、この制度の設立に当たっては、市町村単位ではなくて、都道府県単位として広域連合で行うわけですが、この岐阜県の後期高齢者医療広域連合規約の第4条にあります保険料の決定、あるいは賦課決定、あるいは医療費の支給等の業務を広域連合で行うわけですが、広域連合には49名の広域連合議員がおりまして、そこで組織されるわけですが、実際にこの業務に携わる職員というのは何名体制になるのか。また、その職員というのは、各自治体から何名行くのか、あるいはそれは派遣という形になるのか、出向かわかりませんが、なおかつ、経費の関係については、各市町村の一般会計からの費用負担になるのか、あるいは広域連合が支払うのか、これについてお尋ねしたいとともに、もう1点は、自治体の職員は、この中の規約の第14条にあるんですが、補助職員というものに該当するのか、あるいはこの補助職員というのは、別に広域連合で職員を採用するのか、そこら辺についてもお尋ねをしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 広域連合の職員でございますけれども、総務課もございまして、総務課内に総務企画係6人、それから課長1人の7人体制。それから、資格給付電算課に給付係4人、資格管理係6人、電算係5人、課長1人で16人体制。それから、会計課でございますが、会計係1人、管理者1人の2人体制。それと事務局長1人、事務局次長1人の27人の職員体制となっております。

広域連合の職員につきましては、派遣といたしまして、現在、瑞穂市より派遣している職員の給与でございますけれども、瑞穂市の一般会計が負担をいたしているところでございます。

それから、さきに述べました27名の職員は規約第14条に規定する補助職員に該当をいたしません。その他に採用する職員はいないと聞いております。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 27名の体制で業務運営等を行うということでございます。事務所を旧の柳津町の役場内に置かれるわけですが、その経費の関係ですね。これは、各市町村の負担金、あるいは事業収入、国及び県の支出金をもって運営されると言っておりますが、ここで言う事業収入というのは、例えば現役世代とか、高齢者が支払った保険料というふうに解釈すればよろしいでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 事業収入といいますのは、規約17号に規定する事業収入と思われませんが、現在のところ、広域連合には該当するものはございません。これは、いわゆる厚生労働省が、広域連合が持っております事務所の一部を施設使用料として貸し出すというような事業を行った場合を想定しているわけございまして、県の後期高齢者広域連合におきまして、現在のところ、借家といいますか、岐阜市から借りている状況でありまして、事業収入として得られるものはございません。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 次ですが、この4月から始まります制度に該当する被保険者、これは先ほど小寺さんの方からもお話がございましたが、75歳以上は3,384名という御答弁でした。65歳以上から74歳までの寝たきりといいますか、そういった方もこの制度に該当するというふうに思いますが、瑞穂市に何名見えるかということをお聞きしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 65歳以上の障害者老人の方でございますが、248名とつかんでおります。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 次ですが、この制度におきます費用負担の財政構成、これは先ほどもお話がございましたように、公費で5割ということで、国、県、市町村で5割、現役世代、現役世代というのはゼロ歳から74歳の方で4割、これの支援を受け、さらに高齢者からは1割の保険料を徴収することになっておりますが、広域連合としては、財政規模はどのくらいになるのかなあと。また、公費が5割のうち、国が4ですね。県が1、市が1となっておりますが、各市町村それぞれ人口や財政規模は違うわけですが、当瑞穂市の費用負担額、概算でよろしいんですが、どのくらいになるかということについてお答えを願いたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 費用負担でございますけれども、平成17年度の老健の実績より、本当にアバウトになりますが、それから算定しますと、県の医療給付費の総額は1,750億円とな

っております。そして、そのうちの市町村の療養給付費等負担金につきましては、全体の12分の1でありますことから145億となります。アバウトな数字でございます。

それで、瑞穂市の負担分は、県下の療養給付費と比べて大体1.9%ぐらいだと算定しておりますので、本当の概算でございますが2億7,900万ぐらいだと今想定をしているところでございます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 高齢者が納付する保険料というのは、年金から強制的に1割を天引きする。その1割の根拠、すなわち年間の年金支給額、幾らぐらいの人が1割。減額措置じゃなしに、1割に該当するのか。あるいはまた、同居や単身等など生活環境がさまざまでございますが、単に年金支給額から単純に1割を天引きするのか、また天引きする月というのは隔月だというふうに聞いておりますが、この確認をしたいというふうに思いますし、例えば長年サラリーマン等をやっていますと厚生年金等をかけておるわけですが、例えば30年とか40年。自営等の皆さんは国民年金をかけたおるわけですが、それぞれ年金の支給額が違うということでございます。一律に1割を天引きするのか、年金の支給額、先ほどございました18万円以上という話でございましたが、18万以上の人を対象にして1割を天引きするのか。厚生年金等に加入している方は期間がないものですから、年金支給額が100数十万とか、200万近くなるというふうには思いますが、そこら辺の支給額が幾らぐらいの方が1割の基準になっているか。また、高齢者と同居の場合、あるいは高齢者だけの単身の世帯の場合もいろいろあるわけですが、その収入額等もいろいろ相違がございますが、そこら辺の基準となる目安のお金というのがわかっているればお願いをしたいと思っております。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 後期高齢者医療保険制度加入者全員で医療給付費等の総額の1割を保険料として加入者全員で賄ってもらうのが原則でございます。この保険料は、小寺議員のときも申し上げましたけれども、均等割と所得割の2方式におきまして、11月16日の連合議会において決定される予定でございますけれども、現在のところ、その率がどれだけだということは定まっていないのが現状でございます。

各加入者の所得に応じて算定されました保険料が18万円以上の年金受給者の方で、介護保険料と合算しまして、各支給年金額の半分以上を占めなければ天引きをされますし、超えた場合は普通徴収となるわけでございます。そんなところでございます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 時間が経過してきますので次に行きますが、各企業の健康保険、あ

るいは共済組合等の保険の中で、被扶養者となっている高齢者もやはり1割を納めなあかんと
いうことだというふうに思いますし、74歳以下の現役世代、あるいはサラリーマンが加入する
被用者保険などは、どうも納付金額が二重になるんじゃないかという心配をしております。ま
た、一定額以下の年金生活者の保険料については軽減措置があるということで、7・5・2と
いう数字が出ておりました。これに該当する人は、試算でよろしいんですが何人ぐらい見える
のか。この軽減によって財政負担というものが生じるわけですけど、そういった場合、例えば
瑞穂市でどのくらいの費用負担になるのか、ひとつわかればお願いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 二重の負担ではないかということでございますけれども、75歳以上
の方であれば後期高齢者の被保険者となりますために、社会保険の扶養は、後期高齢者制度の
適用に伴い喪失ということになります。他保険の被扶養者として存在しませんから、保険料は
二重払いということは発生しないかと思われま。

それから、7割・5割・2割の軽減措置でございますが、こちらにつきましては連合の方で
現在検討されているところでございまして、それだけの人数がどれだけになるかということは、
まだ私の方でつかめていないのが現状でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 先ほど、二重の納付の話をしました。これに該当するのは、僕、
75歳以上じゃないと思うんですね。要は現役世代の方だというふうに思います。例えば息子
さんの保険におじいちゃん・おばあちゃんが75歳から入ってきた場合には、どうも二重払いに
なるような感じがするんですね。その確認をしたいんですが。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 75歳以上の方が、現在ある保険の扶養に入っているということで
ございますけれども、平成20年4月からはその扶養は全部外れます。外れまして、後期高齢者
の方に行くわけです。よって、その息子さんといいますか、その方の保険から抜けますので、二
重払いということはないということでございます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 74歳以下の現役世代の話ですね。要は息子さんたちが保険料を払
っておるもんですから、それについて、どうも軽減措置をするよというふうに国が言ってお
るような感じですけど。74歳以下について。確認してないですか。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 74歳以下につきましては、一応国保、または各保険組合の保険に入

っていますので、国保については、7・5・2の減免はありますけれども、保険組合によってはどうなっているか、ちょっと私の方で把握はしかねております。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） それについては私も勉強します。

次は、現役世代から4割、高齢者から1割、これを保険料として徴収するが、その賦課方式というのは2通りということでした。国保では、被保険者の人数に関係なく一律均等割となっておりますが、今回の制度については、一人ひとりお金をいただきますよと。結局、負担の増というふうに見受けられるんですが、どのようにお考えでしょうか。また、保険料の上限の額、国保ですと53万円が限度額になっていますが、後期高齢者についてはそれ以上になるのか、50万近くになるのか、そこら辺についてもあわせてお願いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 保険料につきましては、先ほど申し上げましたとおり、均等割と所得割の2方式において賦課されることが議会で承認される予定だと聞いております。この額については、今のところ、まだ幾らだということは聞いておりません。まだ向こうも算定の途中だと思っております。いずれにしても、小寺議員のときにも申し上げたと思いますけれども、応益・応能割が5割・5割で持っていくのじゃないかなということを感じております。

そして、後期高齢者につきましては、一人ひとりの保険というのが原則でございます。そして、最高限度額はどれだけということですが、これにつきましては50万ということでございます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） いずれにしても、この制度というのは、弱い立場の人、あるいは高齢で働くことができない人、また病気やけがで健康に不安のある方が安心して老後を暮らせる制度だというふうに思っていたんですが、実際のところ、高齢者から強制的に天引きをするという徴収方法、これほどいい方法はないというふうに思いますが、逆に言ったら、病気になったら医者や病院に行くなという医療制度ではないでしょうか。今後ますます格差社会の拡大、あるいは生活負担の増大と、国民に痛みを押しつけてくる制度だというふうに認識をしております。国民健康保険や老人保健等は、財政安定化のため、別に基金の制度を設けておりますが、後期高齢者医療制度でも広域連合単位に基金を設けるというふうに聞いておるわけですが、その上限額は幾らぐらいに据え置いておくのか。あるいはまた、基金の使用目的、そこら辺についてお尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 基金を設けるということでございますが、財政安定化基金ということで、予定しました保険料の収入が下回って、保険料に不足が生じた場合やら、給付費の見込み誤り等により起因する財源不足について資金の貸付や交付を行うためでございます。これについては、岐阜県に安定基金を設置するものでございまして、これにつきましては、国・県・広域連合、1対1対1の割合で拠出をされるということでございまして、平成20年から4年間の積み立てをしようかということで現在進められておりますけれども、その上限を幾らにするかということはまだ私の方には届いておりません。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 次ですが、今後の高齢者の増加というものが急速に見込まれておるわけですが、逆に言ったら、現役世代というのは少ない傾向になるということでございます。したがって、費用の負担の割合はどのようになるのか。あくまで公費は5割が限度でありますよというのか、お聞きしたいんですが、大都市といいますか、東京や大阪といった元気のある自治体というのは現役世代が多いということでございます。逆に岐阜県というのは高齢者が非常に多いということでございまして、4割負担をする人が少なくなれば、保険料の納付が少なくなってくるということで、高齢者の1割負担というのが今後見直しされてくるのではないかとこのように思いますし、公費はあくまで5割が限度だということでしょうか。ひとつお願いしたいんですが。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 先ほどから申し上げておりますとおり、公費については5割でございまして、現役並みの所得者、いわゆる3割負担者でございまして、現在374名くらいでないかと推測をしております。この方への公費の負担は現在のところございません。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） この制度というのは、75歳以上の後期高齢者について、心身の特性や生活実態を踏まえて、医療福祉等をよくするという制度でございまして、皆さんが大いに利用できるような格好でいただければというふうに思います。

最後になりますが、国保の中で、瑞穂市は賦課方式が4通りということでございますが、これについても実態にそぐわない部分というものがあんじゃないかというふうに思っています。その一つについては資産割の関係だと思います。資産割の税率というのは35%ということで、非常に高く、また賦課の限度額も53万円とかなり高額になっております。ちなみに介護保険料というものと比べた場合、介護保険料は2方式ということで、所得割と均等割ということでございます。介護保険料の所得割が47%で、均等割が53%で、均等割の53%が1万4,400円とい

うふうになっておるんですが、国保についても賦課方式の見直しがそろそろあるんじゃないかということと、最後に、監査委員からの指摘もあったように、国保の収納率も非常に低いということとあわせて、不納欠損額の減少を図るために、滞納者対策、こういうものがどうなっているかということをお尋ねしていきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 国保の賦課方式の見直し、現在4方式で行っております賦課方式をどうするかということでございますけれども、これも、先ほど小寺議員のときに申し上げましたとおり、私ども、後期高齢者の支援金が果たして幾らであるのかということが現在つかめない状況でございます、それがつかめない以上、税でどれだけを賄うかということが算定できない状態でございます。したがって、後期高齢者の方の賦課金額が決まってきましたら、早速国保の方の算定にも入ってまいりたいと思います。

それで、資産割がちょっと高いんじゃないかという御意見もございました。この意見も前からずっと聞いているわけでございますけれども、この保険制度の全体的な見直しをかけた上で、応益・応能割を5割・5割に持っていくと申し上げましたが、それに向けて、どのような割合が適切なのかということも検討しがてら、これから事務を進めてまいりたいと、かように考えております。

また、最高限度額のことでございますけれども、53万から56万に引き上げさせていただきまして、どうも今、私の方に入っている情報によりますと、最高限度額が59万になるんじゃないかという情報も現在入っているところでございます。

そのようなところで、国保税を非常に苦慮して徴収に当たっているところでございますけれども、毎日本当に保険の担当者、国保の担当者、昼も夜も出かけて行って徴収に当たっているわけでございますけれども、現状の94%の辺でおさまっているのが現状でございます。こちらにつきましては、今、役所の中に電算の収納支援システムというのがございまして、そちらを大いに活用しまして、税務課の徴収担当とも密に連携をとっていきまして、差し押さえ等、また転出等の場合の未納対策を密にとっていききたいと、かように思っておりますし、どこに行ったらかわからないようではだめですので、できるだけ居場所確認も進めてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、口座振替の率が高い市町につきましては、徴収率も高いというデータも出ております。したがって、口座振替の加入率といいますか、振替率、そちらの方もできるだけ上げるように努めてまいりたいと考えております。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 持ち時間が終わるわけですけど、後期高齢者の医療制度の関係は、

御高齢の方が非常に心配しておりますので、こういったいろいろ資料をいただいておりますんですけど、これの説明会等、機会があったら、そういう場でお話をされるといいかなと御期待をしています。よろしくお祈りします。以上で終わります。

議長（藤橋礼治君） 以上をもちまして、各会派の代表者の質問はすべて終わりました。

ここで議事の都合によりまして、10分間の休憩をとります。

その後、個人の質問がありますので、傍聴の方、しばらくお待ち願いたいと思います。

休憩 午後3時20分

再開 午後3時30分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

これからは個人質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

2番 若園五郎君の発言を許します。

若園五郎君。

2番（若園五郎君） 議席番号2番、翔の会、若園五郎です。

一般質問通告してございますので、順次質問をさせていただきます。

まず一つ、JAもとす農協の資産の払い下げについて。

来年4月1日から、岐阜地域JA、六つの農協が合併しまして、瑞穂市内の本巣郡農協の資産の払い下げをしてもらって、その財産を瑞穂市のために有効利用してはどうかという質問でございます。

まず一つは、JAもとす農協から市に対してどのような打診が来ているか。二つ目としまして、市内には多くの本巣郡農協の土地・建物がございまして、払い下げを受けることとなった場合、市として、どのような活用をしていくのか。3番としまして、土地活用特別委員会を設置し、その土地をどう使っていくかということについて検討してはどうかという質問をさせていただきます。

あとは自席でもって質問させていただきます。

先ほど、会派の方で小川議員が発言されてみえますので、概略は大体理解したんですけども、具体的に、今回、瑞穂市の市民税29億、あるいは固定資産30億、あるいはたばこ・軽自動車税が年間3億ということで、自主財源が60億入ってきます。また、国の方からも12億、72億の予算が歳入として入ってくる中で、今現在は150億の予算でやっておるんですけども、すべての土地を買うんじゃなくて、やっぱり計画があるものについては取得するという方法が私はいいと思いますので、JAもとすの土地について、JAからどのような打診が来ているか、市長にお伺いします。以上。

議長（藤橋礼治君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 若園議員の、JAもとすからの財産の払い下げとございますか、購入

についてということにお答えをさせていただきます。

先ほどの繰り返しになりますが、平成20年の4月からのJAもとす合併ということで、先方から市長に対しまして、密着地域性という観点から、市に優先的に売買契約をして、譲り受けをしたいというような要望が出されております。先ほど、小川議員の質問に対しましてお答えをさせていただいておりますが、この要望を受けまして、市としても有効に活用する施設があるのかどうかにつきまして、防災施設、あるいは子育て支援、あるいは児童館等、学童保育の利用等が可能な施設かどうかの検討を今後十分詰めをしていき、さらに公共施設として活用できるものについては、議会にもお諮りをし、今後とも早急に進めてまいりたいというふうに考えております。

どの物件についてというようなところまでお尋ねにありますが、財政につきましても、限られた予算の中で財政計画を踏まえながら検討する必要があるかというふうにも考えております。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 土地活用特別委員会の設置についての御質問にお答えをしてみたいと思います。

JAもとす跡地の件につきましては、市の公共施設、いわゆる各小学校に隣接、また消防車の車庫等に隣接をいたしております。これまでに執行部といたしましては、部長会議におきまして現地調査をさせていただき、議会におきましても、文教厚生委員会協議会におきましても現地を見ていただいたところでございます。放課後児童クラブ、いわゆる学童保育の場所として適地か否か、さらにはその他の公共施設として適地か否かを今後煮詰めまして、議会と御相談申し上げていきたいと思っております。

特別調査委員会の設置につきましては、私どもがとやかに申し上げることでなく、議会でお決めになることでございます。その点、よろしくお願い申し上げます。以上です。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 先ほどから具体的にその土地の利用形態について案が出ているわけですが、一部、土地につきましては、用地は1,000平米、あるいは建物につきましては300平米というような面積がございますが、基本的に建物と土地を買う場合、非常に耐震という問題が出てくるかと思っております。先ほどから耐震構造かどうかという質疑もあったと思うんですけども、そこら辺踏まえまして、もし建物が使えない状態であれば、不動産鑑定士をきちっと入れて、それ相応の金額で買い、後は改修するということになると思っておりますが、建物の買い方ですね。建物がある、土地があるで買うというんじゃなくて、一つの目的があっても、不動産鑑定士、あるいはその建物がもし価値がなければ、そして直さなければならぬときに

については、やっぱり安く買う方法も私は大事かと思うんですが、その考え方についてお尋ねします。

議長（藤橋礼治君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 取得時につきましては、先ほど若園議員が御指摘のように、市としても、建物・土地等につきましては不動産鑑定をかけながら、適正価格での取得に向けての検討をしまっていることは十分認識をしておりますので、それに対しての予算措置につきましても、また御相談の上、進めていきたいというふうに考えております。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五郎君。

2 番（若園五郎君） 条例のところで、土地の取得については 5,000 平米、契約、あるいは購入に関しては 1 億 5,000 万、市長の専決というか、執行部の段階でできると思うんですが、建物・財産の取得につきましては、今、議会と十分協議するということですので、ある程度の段階、個別に土地・建物等が決まり次第で結構ですので、議会に十分お諮りし、決定をお願いしたいんですが、市長の答弁をお願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 今御指摘あったように十分相談していきたいと思っております。格別の御協力をいただきますようによろしくお願いいたします。以上です。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五郎君。

2 番（若園五郎君） 続きまして、質問の 2 番でございますが、街路灯の整備についてお尋ねします。

現在、自治会であれば防犯灯、あるいは街路灯であれば市の整備ということで、今、行われているんですけれども、具体的に街路灯についての整備計画、あるいは指針はあるのか、お尋ねします。市長。

議長（藤橋礼治君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 若園議員さんの街路灯の関係について答弁をさせていただきます。

照明灯の設置基準につきましては、道路構造令、道路設計要領におきまして、道路照明施設設置基準が定めてございます。現在、市では、地元要望により現地確認を行い、周辺調査を行い、防犯灯を設置してございます。一律に基準を決めて行うということは市街地、その周辺などの環境が違いますので、それぞれ検討して、対応していきたいと考えております。

防犯灯につきましては、それぞれ地元で協議がなされておりまして、自治会長、区長さんから設置要望書が提出されておりますので、地元住民の合意形成がなされているものと考えてお

ります。

まだまだ防犯灯の設置要望がございますので、市の総合計画に定めております安全・安心のまちづくりを推進するためにも、自治会の要望については極力すべて対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五郎君。

2 番（若園五郎君） また後になります、防犯灯と街路灯の位置づけ等について、また質疑応答したいと思います。

18年度と19年度関係の防犯灯の予算を見ますと、18年度は60基ということで、6万円で360万円の防犯灯を見えています。19年度におきましては60基、6万円で360万円ということで、60基の予算を見ている中で、今、予算執行しておるのは188万で、まだ予算の残額があり、今回、補正の方では防犯灯が23基で57万9,000円、そして街路灯が31基で88万4,000円という形で、防犯灯と街路灯を合わせますと130万から140万の補正を組んでおるわけでございます。今回、防犯灯と街路灯の位置づけもまだ明確にされていないと思うんですけども、道路構造令とか、照明とか、いろいろ言われたんですけども、ある市町では、街路灯の話ですけども、6メートル以上の道路で歩道があり、そして危険な箇所、あるいは通学路の安全確保のために必要な箇所について設置するというような条例なり、指針を決めておるんですけども、今回、そこで言いたいのは、予算執行についてでございます。19年度でございますけれども、予算が60基ある中で、ある町内1ヵ所に23基つけられたと。その町内は蛍光灯等あると思うんですね。そういう中に、予算を一括に防犯灯をつける中で、実際に使えるのもあると思うんですね。今回の19年度の予算執行を見ますと、街路灯も6基新設補助し、ナトリウム灯も18基補助してある。ある特定の地域、1ヵ所だけ23基、多分蛍光灯もついておったと思うんですね。現場を見てきたんですけども、一気にその町内だけ変えてしまうと。予算執行のあり方と、例えば瑞穂市に九十二、三の町内がある中で、その1町内だけが、予算が360万、60基ある中で23基使ってしまうと。この使い方、その辺の考え方について、市長、よろしく申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 予算の使い方の御質問かと思いますが、今年度のある自治会につきましても、議員御指摘のように23新設・修繕等が出てまいりまして、これは対応させていただきました。実はこれ、自治会からの要望につきましても、合併直後から基準を設けなくて、すべてやってやれという指示も受けておりましたので、たまたまこの23基ということで出てきたわけですが、実は平成16年に本田地区内のある自治会からも中山道沿いをすべてナトリウム灯に変えた経緯がございます。それを見られて、今回はまた周辺の自治会が7月に実は出てき

たということで、ナトリウム灯に変えていく風潮は、窓口でもナトリウム灯でも蛍光灯でもいいですよということはお話をしております。農作物についても被害が出るよという話等も窓口で指導はしておりますが、自治会の総意でナトリウム灯がいいという判断のもとに申請されてきたものでございます。ただ、今回の自治会の23すべて変えた中には、議員御指摘のように、まだ蛍光灯として維持可能な部分もあったものまですべて変えたということにつきましては、私の方、要望があったやつはすべてということを広大解釈して全部変えた点につきましては行き過ぎであったというふうに反省はしておりますが、今の現時点では自治会からの要望はすべて聞いております。

〔 2 番 議員 挙 手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五郎君。

2番（若園五郎君） 今言われました、23基変えた件ですけれども、今回そのような形で、蛍光灯も使えた。そして、合併の基盤の中で、使えるのも変えたことについて、市長は指示されたか、内容を知ってみえたかかどうか、確認したいと思います。今回の8月末予算の中で、ある地域、小橋ですかね、そこで変えたことについての予算執行について、適正に執行したかどうか、そして指示したかどうか、ちょっと確認します。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

前もって実施しましたところのことを知っておったかどうかと。知っておりました。このことにつきましては、先ほども、前の市長から自治会の要望はすべて聞けというあれで担当も対応しておりましたので、そういうふうですから、すべて知っておったわけであります。

この街路灯のことにつきまして、私の方から考え方を申し上げたいと思っております。実は、私、今回出させていただいた選挙のマニフェストに、岐阜県一明るいまちを進め、安全・安心なまちづくりを実施しますと大きく掲げております。一番わかりやすい、目で見てわかりやすい、どの地域にお住まいであっても、すべての市民の皆さんが平等に、今申し上げました目に見えて365日その受益を受けられる、そういった事業は何かと申しましたら、はっきり申し上げましてこの安全・安心なまちづくりではないかということで、実は私は掲げさせていただいておるところでございます。それも、自治会内生活道路、通学道路、さらには街路のナトリウム灯まで、できれば3倍ぐらいに公設公営でしていきたいということで掲げさせていただいております。

議員御承知と思いますが、お隣の本巣市、北方町もすべて公設公営であることは御存じだと思います。本巣市も北方町もすべて町、市で設置して、料金も全部市で持っている。私はそういうことも知っております。瑞穂市の場合、特に面積におきまして、本巣市は瑞穂市の13.5倍あるんですね。もちろん山がありますから、平たん地だけでも、少なくとも4倍ございます。

そんなところが公設公営ですべてやっておるわけですね。もちろん北方町、小さい面積ですが、これも公設公営ですべてやっておる。そんなところから、私は突出したことはやらないといつも言っております。よそ並みのことをやる。それをここに掲げさせていただいておるところでございます。小さな部落でも、離れたところでも、地域格差のない、同じ瑞穂市に住んでおつてその受益が受けられるように。それをどうしても自治会でやろうとしましたら、電気料の問題で結局難しいわけです。やはり市民が平等にその受益を受ける、そして安全で安心のまちづくりには、私は一番わかりやすく、面積も岐阜県で一番小さな面積の市であります。よそでは模倣ができない、まねができない。この市だからできると思います。ですから、ぜひともこれは皆さんの御理解をいただいて、進めてまいりたいと思います。

そこで、防犯灯の件としまして、私は各自治会内、集落内の生活道路を防犯灯に、街路灯におきましては、歩道の設置されました道路及び自治会から他の自治会につながる、自治会内にありましても幹線道路ですね。よくわかるように言いますと、西地区にいきますと居倉という地があります。居倉の真ん中に真正へつながっていく道路があります。ああいう道路は、私は歩道がなくても幹線道路というふうにみなしておるわけでありまして、まず通学道路、これも総点検しまして、通学道路から始め、そして、今申し上げました街路灯の関係ですね。そして自治会内、順次予算化もお願いをして進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。今申し上げましたように、本巢も北方もすべて公設公営でやっておることも御理解いただきたい。以上でございます。よろしくお願いたします。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五郎君。

2番（若園五郎君） 質問はちょっとダブりますけれども、当初予算の、今言っている小橋、実際に使えるのがあって、そして使えないので、つくるのが、予算のやっぱり効率よく使う。町内が1年間に、こちら20基、こちら20基、こちら20基、20基とやった場合、もし100基あった場合、どんどん補正を組む。そんな予算の執行は僕はだめだと思ふんですね。私はだめだと思ふんです。今回の補正が上がっておるのもそうですけど、巢南中学の1本交番から入ったところ、防犯灯が11ついておって、そこへ市の防犯灯をまた15つけるという話で、ダブルでつける。私、見てきたんですけど、市の全体計画、街路灯も防犯灯もそうですけれども、しっかり指針なりわかるように、みんなに見せる。自治会にも見せる。執行部にも見せる。議会も見せて、これでいいか。それから執行しないとそういうような問題が出るんですよ。今回の私が指示したという問題についても、まだ去年つけた蛍光灯を取り外してしまって、ナトリウム灯を28つける。そういう考え方が本当にいいか。市長、もう一回確認しますが、本当にそれでいいですかね。例えばある自治会がもし30基取りかえるといった場合、それ予算執行するんですか。再度確認します。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私、マニフェストでも大体2年ぐらいでということでございます。予算を出させていただいて、その計画も議会の皆さんにお示しをしまして、いろいろ計画的にやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。ですから、この間やりましたところ、全部変えた。これは要望に基づいてやったわけで、私の方からこうやって全部やれと申し上げたわけじゃない。これも前の政権からつないで聞いたのは、すべてやるようにということで、ある程度暗くなっておったから変えてほしいということであったようでございます。そういう形でございますから、その点は御理解いただきまして、今後、いずれにいたしましても予算を出させていただいて、地域にある程度割りまして、計画的にいろいろ整備をしてまいりたいと、このように思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。以上です。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 今、防犯灯の話をしてはいますけれども、ちょっとまたくどくなりますけれども、仮に地域から防犯灯の要望があっても、ある程度の指針をつくって、耐用年数なり、ある程度基準をつくって、交換なら交換する。今現在幾つあって、そこを全部取りかえてナトリウム灯にするということはないということですか。一つの基準をつくってやるという意味ですか。再度確認しますが、お願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 今申し上げました、ある程度老朽化しておるとか、そういうあれがあれば、何年ぐらいたっておるか、調べればわかることでございます。御理解がいただける範囲内で計画的にやってまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 先ほど市長のマニフェストの中に、街路灯、通学路につきまして、3倍のナトリウム灯をつけるということで、北方町と本巢市を御理解していますかということもございましたが、やはり瑞穂市は瑞穂市のまちづくりということで、僕、初めに行ったように、自主財源と、財源を使う方ですね。例えば本田コミュニティは5億使う。子育て支援はそこで8億2,000万使う、給食センターも14億使う、また消防署も十何億使うということで、18、19を見た場合でも、本当に投資経費が50億、金を使いますね。逆に建てたら、今度何にかかるかといったら、御存じのとおり維持管理にかかりますね。人件費にもかかるし、照明もかかる、いろんなことですごく金がかかると思うんですね。本当にやることばかり。穂積中学の校長先生のところの北舎、そして南小のこともやらなあかん。本当にやることいっぱい、事業があると思うんで、確かに公約は私は大事やと思います。その中で、今回議会から見た場合、一番大

事なことは、予算執行について、こういうふうに使っても本当にいいかどうかという確認をする意味も、今回のマニフェストの中に、今、街路灯が何基あって、防犯灯何基あるか、市長、御存じですか。

議長（藤橋礼治君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 現在、市内に照明器具がどれだけあるかということですが、現在、防犯灯ですね。自治会の方で電気料を負担していただいているのが約 2,580基、それから街路維持費ということで、市が電気料金を負担しているのが約 170基ほどでございます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

2 番（若園五朗君） 私もちっと事務方の資料をもらってあるんですけども、実際には防犯灯は 2,472基、2,480ぐらい。そして、街路灯が今 255ということで、今、1基 250円、月使用料がかかれば、街路灯の話ですね。1基 260円かかると、マニフェストで3倍にふやした場合、918万かかりますね、街路灯だけで。ところが、今の状態ですと79万、80万ぐらいですね。そのような形で、もしマニフェストに合わせた場合、地域と地域の負担を街路灯にすると言われましたけれども、ある市は、もうそういう設置条例、設置支援をつくっておるんです。そういう中で、青写真なり全体計画を示して、この部分については地元負担よ、街路灯については一つの設置基準の中でやっていくということで、先ほど言いましたように単年度の投資的経費が多い中で、街路灯をつけることはいいんですけど、それがすべてまた要するに税金なり、市民に負担がかかると思うんですね。確かに市長の一番いい、本当に明るいまちづくりは大事ですけども、金額を見た場合でも、非常に大きい金額が出ると思うんですね。それも大変ですけども、2,400基ある中で、地元の方では 7,400万ぐらいの負担をしている中で、くどいようですけども、今回、公に使うお金についても、しっかり設置基準を設けまして、今言っている予算執行をお願いしたいというふうに思います。

そして、丸亀市によりますと、予算執行については、一つの街路灯の基準を設けています。例えば6メートル以上、かつ横断歩道がある箇所、そして危険な箇所ということで、やはり一つの指針をつくって、全体計画なり、それがわかるように、市長の言葉じゃないですけど、地域間をつなぐ道路については設置していきたいという街路灯の要望ですので、今回の補正予算においても街路灯が31基入っています。18年度は街路灯の予算は執行していませんけれども、4月から8月までの街路灯の予算執行は1基ですけども、一気にこの補正予算で街路灯の新規が上がっているんですね。31基、これは新設、交換ですけども、電柱があるところですけど、そういうのも含めて、予算執行について、指針をつくって、議会と基本的に調整をとりながら執行するかどうか、再度確認します。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

この防犯灯の件に関しましては、私、多くの市民と対話をいたしました。また、いろんなところを回って歩きました。願いが一番多いのはこの要望であります。本当に安心・安全に歩けるような、そういうまちをぜひともつくってほしい。そして、我々の税金が本当に身近なところに使われておるのがわかるようにしてほしい。こういう強い願いが多かったわけです。私は、過去ずうっとここまで来ております。ですから、ぜひともこれはやらせていただきたいということで上げさせていただいております。できるだけ基準等もわかるようにしながら、これを実現してまいりたいと思っております。いろいろ御指摘をいただいておりますことを踏まえまして、取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五郎君。

2 番（若園五郎君） 続きまして、質問の 3 番でございますけれども、災害時の防災体制ということでございますけれども、昔、旧穂積町におきましては効果があったということを聞いておりましたが、そのときにアマチュア無線等を団員の方も 80 基とか結構持ってみえて、現在、アマチュア無線の方も見えるんですけれども、いつ災害が起きるかわかりません中で、今現在、実際にある無線でございますけれども、災害時の有効活用について、どのように考えてみえるか、市長にお尋ねします。

議長（藤橋礼治君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 自席で答弁させていただきます。

災害時の防災体制への伝達方法としてのアマチュア無線の活用という御質問でございますが、市としましては、自然災害、防災、災害時ということ、あるいは武力攻撃災害時、最近国民保護法等の関係で各施策が打ち出されておりますが、こうした災害時における情報の収集、それから提供につきましては、確実に市として行うための情報伝達の多ルート化、あるいは停電時に備えての非常用の電源の確保等を図るなど、情報の収集、あるいは連絡体制の整備に努める必要があるというふうに認識をしております。こうした中で、情報伝達ルートの多ルート化につきましては、アマチュア無線の活用を図るということにつきまして大変有効ではないかなというふうに認識をしております。現在の市の消防団員の中では、一部役員の中に、個人的ではありますがアマチュア無線の免許取得、あるいは通信機器等を購入して備えてみえる方があるということで、今後、こうした消防団員を核とした市内のアマチュア無線の免許取得者等、災害発生時の無線ネットワークの構築を図る必要があるというふうに認識しておりますので、ボランティア活動といいますか、こうした活動に向けての参加要請、あるいは組織化に向けて、今後研究・調査等を進めてまいりたいというふうに思っております。

また、このほか、両庁舎、穂積庁舎、巢南庁舎におきましては、今年度、防災無線の周波数

の統一化ということで予算化を進めておりました、現在、この統合に向けての防災無線の整備に着手をしております。これが完成いたしますと、移動型の防災無線、あるいはメール等の活用によりまして、通信手段といいますか、複数化が整備できて、伝達方法の複数化が図られていくだろうというふうに思っております。災害時におきまして、こうした市民の方の御協力も得ながら、今後災害に備えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

2 番（若園五朗君） ありがとうございます。

非常にアマチュア無線についての有効活用、あるいは防災無線、巢南庁舎等の整備を図るということで、メール等のことも踏まえながら、防災体制を整備していくということですが、最後になりますけれども、もちろん基地局をこちらに置いて、かつ消防団とか、OBとか、あるいは一般職員から公募しながら、協力していただける方を、防災体制に整備をお願いしたいと思います。

アマチュア無線等の愛好家についても、災害時のアマチュア無線の整備について協力をお願いしたらどうかと私は思うんですけれども、そういうような努力を今後ともよろしく願いたいんですけれども、最後にアマチュア無線の登録等、あるいは消防団の団員の持ってみえる状況を把握してみえるか、確認しておきます。

議長（藤橋礼治君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 現在、市民における免許所有者の数というのは把握しておりませんが、消防団員の中にも総務省の電波担当の幹部もおりますので、個人情報ということもありますが、掌握ができれば、今後調査をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

2 番（若園五朗君） 大変ありがとうございました。

いろいろやる事業ばかり多いんですけれども、効率よく運用をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、質問の4番目でございますが、市民の声を聞くための市民相談室の設置でございますけれども、今現在、いろいろと総合センターなり、あるいは老人福祉センター等において、法律相談、あるいは行政相談、心配事相談も行ってみえるんですけれども、今回、2階に総合案内のところもできたわけでございますが、例えば今の方法もよろしいかと思うんですが、例えば分家を建てるといった場合、農振か市街化か、あるいはそのお尋ねのとき、建ぺい率、あるいは配置とか、いろんな相談があると思うんですね。もし相談に見えたときに、どうした

らいいかという相談とか、あるいは相続が発生した場合、税金の問題とか、あるいは年金の問題、保険の問題が絡むと思うんですね。そうなれば、具体的にどのような方法で市民の相談室を設けるか、お伺いしたいんですけれども、よろしくをお願いします。

議長（藤橋礼治君） 広瀬市長公室長。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 若園議員さんの質問にお答えします。

現在、今言われました農振関係のそういう除外の方法とか、また相続とか税の関係とかにつきましては、専門的には各課の窓口で相談に応じることになりますが、現実もっと難しい問題になりますと、総合センターでやっています法律相談、予約制でございますが、そういうのを利用していただくとか、税の相談なら、極端なことを言っても税の相談日がありますので、申告時に無料相談日がありますので、そういうのを御利用していただくということになってきますけど、それぞれの分野で、職員の方も税のことで、住民税でも、国税でも若干知っておりますので、気軽に相談していただければ、わからないときはまた税務署なりに聞いてやりますので、その辺のところ御理解していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五郎君。

2 番（若園五郎君） 市長にお伺いしたいんですけれども、今、市長公室長が窓口で十分対応できるということなんですけれども、いろんな相談があると思うんですね。例えば、小学生、中学生が学校に行かない場合、どうしたらいいとか、いろんな細かい相談があると思うんですね。そうした中で、職員OBの方ですね。総合的に知識を持ってみえると思うんですけど、もちろん私利私欲は抜きにして、受けたら、その相談に応じるというような、今の窓口で十分ですけど、OBの方で本当に親切に教えてくれる職員が幾らでもいますので、総合案内窓口の中にちょっと設けて、例えば亡くなったときとか、あるいは就学で悩んでいる方とか、年金とか、いろんな問題について、結構知識がありながら、有効活用する場が、総合案内って必要だと思うんですけど、ちょっとした提案なんですけれども、いかがですか、お尋ねします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 今、若園議員から、市民相談室というような御提案をいただいております。現在、弁護士等とか、そういった方もお願いし、今、市長公室長からいろいろお答えさせていただいたように、対応をさせていただいて、今では何とかそれぞれのあれで対応ができておるのではないかと、このように思っております。いい御意見でございます。参考にさせていただきたいなと思っております。以上でございます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五郎君。

2 番（若園五郎君） 今回、市長のマニフェストは本当にみんなの意見を聞いて、しっかりや

っていくということでマニフェストができておるもんで、たまたまここに、富士市ですけれども、市長相談というのがあって、4月、8月、12月に木曜日1時間ですけれども、市長に直接相談するという、いつもじゃなくて、本当にこういうふうにやると、市長も開かれておるけれども、こういうのもいいかなと思いますので、やってくれとは僕言いませんけれども、参考にまたよろしくをお願いします。

続きまして、5番でございますけれども、教育長の選任につきましてお尋ねします。

教育長の選任につきましては、いろいろと今、教育行政、どこも大事ですけれども、瑞穂市においては5万人の住民で、そして小学生が3,100人、あるいは中学生が1,500人ということで、4,600人の児童・生徒がおりまして、職員も300人います。人事面も非常に大事な時期でございますし、また、今予算も組んでございます魅力ある学校づくりということで、各校下ごとに100万円ずつ助成して、すごく素晴らしい教育活動をしておるんですけれども、教育長の選任について、今どう考えてみえるか。あるいは瑞穂市にとって、教育問題がいろいろあると思うんですが、市長、考えがあれば、お願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 若園議員さんの教育長の選任同意をいつ出されるか、この御質問についてお答えします。

簡潔にお話を申し上げたいと思います。早ければ12月議会をめぐりに、遅くとも3月議会には選任をさせていただこうと思っております。そのときにはよく御説明申し上げ、お願いをさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五郎君。

2番（若園五郎君） 具体的にどんな経験、あるいは経歴の方が、あるいは一般か、教職員かということについての心の整理はできていますか。再度確認します。12月か3月ということですが、今どんなような心境ですか、お願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） まだその段階でございますので、お答えができません。よろしく申し上げます。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五郎君。

2番（若園五郎君） ありがとうございます。

いろいろと今、道德教育とか、魅力ある学校づくり、しっかり頑張ってみえる段階ですので、10月になれば人事異動の時期で、非常に教育長という立場の方も大変だと思っておりますので、よろしく申し上げます。

質問の最後になりますけれども、市単独の企業立地促進条例についてでございますけれども、今現在、中部圏都市開発区域の指定に伴う瑞穂市の固定資産の不均一課税と、もう一つ、農村地域工業導入促進法の法律がございます。それに伴って、市単独の企業誘致の促進条例の制定について、どのように考えてみえるか、質問します。

議長（藤橋礼治君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 若園議員さんの市単独の企業立地促進条例制定についてはということについて御答弁をさせていただきます。

新たな企業の瑞穂市への進出は、市民の雇用創出とか所得の向上に寄与するということで、また市の地域活性化に向けまして、非常に効果がある。また、市の財政にとっても、税収増につながるものと考えております。議員御指摘の企業立地促進条例の制定に関しましては、固定資産税を一部補助する工場設置奨励金制度、市内での新規雇用者を対象とした雇用促進助成金制度を含めまして、地域特性等を検討しまして、近隣市町の制定状況も踏まえまして、今後検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五郎君。

2番（若園五郎君） 前向きに検討してもらえということで、お金を使うんじゃなくて、ある程度企業に来てもらって雇用の促進を図り、まちづくりをするということですけども、中部圏の開発区域の指定に伴う期限も20年3月31日ということで、税率が1年ごとに、1年目は100分の0.7、あるいは2年目は100分の1.05、3年目は100分の1.22ということで、非常に国の法律で優しいんですけども、企業誘致の立地につきまして、各市、例えば前橋市でございますけれども、誘致する場合は、緑地に300万かかったなら30万、水道料金についても、例えば3年間100分の30とか、あるいは用地取得するときも1億かかれば、その100分の10というふうで、いろいろ各市町、助成をしています。そういうことで、今後、農村工業導入区域、あるいは中部圏都市整備区域ということで、国の法律で不均一課税の税率をやっていますけれども、固定資産だけを下げんじゃなくて、助成とか補助金、そういうのも非常にいいと思うんですね。県の方でも、固定資産ばかりの話じゃなくて、一つの基準をつくって、企業を立地するときには、立地促進補助金ということで、15億、今度補正予算を組んだようですけども、きらりと光る市長、そういうふうな形で、いろいろ助成したり、補助もいろいろと議会と協議して、条例制定に向けて、今いい答弁があったんですけども、再度、そういうような補助金を出したり、いろいろ検討してもらうことについて、再度確認しますが、よろしく申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 若園議員さんの先ほどの中部圏とか農工法等の関係でございます

すが、期限も、平成20年3月31日ということになってはいますが、これは上位法がそれぞれの指定の地区設定の期限でございますので、当然この期限が改正になれば、うちの条例等の期限延長の改正ということになります。ただし、この中部圏とか農工法の関係も、瑞穂市につきましては財政力が非常にいいということでございますので、現実的に条例は制定してございますが、現時点での固定資産の不均一課税を実施したことはないです。といいますのは、対象も、生産設備の取得価格が9億円を超えとかいって、対象関係も非常に金額等も大きいわけでございますので、また巢南地区の農村工業導入促進法も地域指定の中に既に企業が張りついておりますので、農工法の地域の中に工業導入を設置する面積等はございませんので、これ以外に企業誘致を市単独で考えてはどうかということでございますので、この二つの条例等も踏まえまして、検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 最後になりますけれども、甘楽町ですかね、要するに町の土地開発公社が持っている土地を、固定資産を減免するとか、いろいろある中で、もしあったら、やっぱり企業誘致で使ってもらえる方について減免をかけていくというようなことをやっておるんですね。市の財産の有効利用とか、あるいは農振区域の農振法の中で固定資産をやっていく中で、部長が言われたように瑞穂市独特の市条例を設けて、減免をかけて、誘致をかけるというような、いろんな方法がありますので、いろんな市町の条例を参考にしながら、十分前向きな検討をお願いしたいと思います。

最後に、北本市ですけれども、パブリックコメント、市民の意見を聞くというようなこともやっておるんですね。例えばこういうようなものを誘致した場合、その周辺なりに意見を聞く、あるいは閲覧なりなんかして、多分意見を聞いておると思うんですね。こういうふうにしちっとやっている市町もあるんですね。許可だけ取って、すぐ建てるんじゃなくて、ワンクッション置いて、その周辺なり、市なり、みんな、意見があったらどうやということやって、たまたま意見提出者1件で、そういうふうになっているので、その方があとトラブルなり、考えをある程度踏まえた形で総合的に誘致できたり、いろいろできるかと思っておりますので、皆さん優秀な方ばかりです。いろいろなことを考えて執行してもらうことをお願いして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 以上で、本日予定しておりました一般質問は全部終了させていただきます。

散会の宣告

議長（藤橋礼治君） 本日はこれで散会いたします。

傍聴にお出かけをいただきました皆様方、早朝より大変ありがとうございました。

また、あす午前9時から開会しますので、ぜひ傍聴にお出かけいただきますことを心からお願い申し上げます。

本日はまことに御苦労さまでございました。

散会 午後4時26分

